

# 座談会

## 中央大学法曹会の現状と将来

日時 平成四年一月十八日

会場 中央大学駿河台記念会館

出席者 (敬称省略・順不同)

- |                               |        |                   |       |
|-------------------------------|--------|-------------------|-------|
| 中央大学法曹会創立四十周年<br>記念行事実行委員会委員長 | 松井 宣   | 中央大学法曹会副幹事長       | 深沢 守  |
| 同 式典部長(中央大学理事)                | 設楽 敏男  | 同 財務部長(中央大学監事)    | 縄 稚登  |
| 中央大学法曹会前幹事長                   | 依田 敬一郎 | 中央大学法曹会副幹事長       | 増田 浩千 |
| 創立四十周年記念誌<br>編集部 委員           | 野宮 利雄  | 同 中央大学法職講座運営委員会委員 | 鈴木 康洋 |
| 中央大学法曹会幹事長                    | 猪股 喜蔵  | 同 大学問題委員会委員       | 稲田 寛  |
| 同 編集部長(中央大学理事)                |        | 同 中央大学法曹会事務局次長    | 中津 靖夫 |
|                               |        | 同 事務局次長           | 北村 忠彦 |
|                               |        | 同 編集部会委員          | 神 洋明  |
|                               |        | 同 中央大学法曹会事務局次長    |       |



■はじめに

猪股 本日の司会を担当させていただきました猪股でございます。中央大学法曹会は、昨年

創立四〇周年を迎えまして、いろんな記念行事を実行して参りました。その一つとして座談会を持つこととされております。この座談会の内容は、記事にして機関誌「中大法曹」の第一三号に掲載することにしており、そのために本日の座談会を持った次第でございます。本日は「中大法曹の現状と将来」についてということテーマにしております。ご協力をお願いいたします。

初めに四〇周年記念行事実行委員会委員長であります松井先生にご挨拶を頂戴します。

■挨拶

松井 四〇周年の記念行事では、大変お世話になりました。ありがとうございました。今日



はまた、土曜日のところを、皆様方のご来席いただきまして誠に有難うございます。資料

をいただいで見ますと、われわれが母校のために非常にみんな真面目にやってきましたという感じが強いわけです。そしてまたこの資料を通して見ますと、こうした座談会をやつて、更に資料を残していくということが非常に重要ではないかと思っております。どうぞ今日は忌憚のないご意見をたまわりますして、座談会を盛り上げていただきたいと思ひます。

猪股 それでは、幹事長の野宮利雄先生にご挨拶をお願いいたします。

野宮 今日はお集まり有難うございます。創立四〇周年記念式典の行事は平成三年一〇月八日に、お蔭様で盛大に行われたことはまことに有難く会員の先生方のお力添えであることを厚く御礼申し上げます。そして本



日は、四〇周年記念行事実行委員会の記念誌編集部会の担当する座談会でございまして、十分ご意見をご発表いただきまして、記念特集号を飾っていただきたいと思うわけでございます。短い、限られた時間でございませうけれども、宜しくお願ひをいたします。有難うございました。

猪股 有難うございました。それでは、前幹事長で、この四〇周年記念行事を計画、立案されていた、現在、法人の理事でもございます設楽敏男先生に、同じくご挨拶を頂戴します。

設楽 記念祝賀会はほんとに盛大に、皆様のご協力をいただきまして有難うございました。今日は急にお呼び出しを受けまして、どういふ話になるか分かりませんが、資料を拝見しましてまず暫見をした感じでは、中央大学法曹会が出した意見のほとんどが最近実現されているのです。いろいろ議論が出てくると思うのですが、これには誠に驚いております。今後、ますます法曹会が



猪股 有難うございました。それでは、皆さん、全部御存じの方でございますけれども、繩稚先生から順次自己紹介をお願いします。

■自己紹介

猪股 有難うございました。それでは、皆さん、全部御存じの方でございますけれども、繩稚先生から順次自己紹介をお願いします。



繩稚 私は四〇周年記念行事委員会財務部長を担当させていただきました。た繩稚でございます。

す。中大法曹会には大分前からいろいろ関係をいたしておりますけれども、現在、学校法人中央大学の監事をやっておりますので、収入並に支出等につきまして、何かとお手伝いさしていただいたわけでございます。東京弁護士会に所属しております。期は一期でございます。

北村 大学は三五年の卒業でございます。一七期で東京弁護士会に所属しております。北村忠彦でございます。編集のほうのお手



伝いをする事になつておりますが、大したお手伝いもしておりませんが、宜しくお願いし

す。



**鈴木** 鈴木康洋でございます。私は法職講座運営委員会の運営委員を仰せつかつておりま

して、過去、五年ちよつと経過しました。東京弁護士会所属で期は一五期になりますけれども、中大法曹の関係につきましては、今迄、法職教育検討委員会に所属しておりましたが、今回、大学問題委員会のほうへ行けという事で、これからいろいろと勉強さしていただきたいと思っております。宜しくご指導いただきたいと思



**稲田** 稲田寛でございます。昨年の四月から中大法曹の事務局次長という事で、東

から参加させていただいております。宜しくお願いいたします。



**増田** 増田浩千と申します。第二東京弁護士会所属で、研修所は一五期でございます。法曹

会の副幹事長を仰せつかつております。大学問題委員会を担当しております。どうぞ宜しくお願いいたします。



**中津** 中津靖夫でございます。所属は第二東京弁護士会でございます。現在中大法曹会

の事務局長を仰せつかつております。中は三六年に卒業しまして修習は一七期でございます。宜しくお願いいたします。



**依田** 依田敬一郎でございます。第一東京弁護士会所属で、期は四期でございます。中大

法曹会の関与は、昭和四六年に事務局長、

四八年が事務局次長で、そのときの局長は木戸口久治先生でございます。それから五

〇年が副幹事長で、このときの幹事長は後藤英三先生でございます。五一年も同じく副幹事長ですが、このときは後藤先生が東

奔の会長になられて、幹事長は小池金市先生でございます。五二年から法学部のなか

にありました法職特別コースの協力委員をやり五六年と五七年はその委員長でござい

まして、それで司法試験関係の仕事が終わって、その後は、大学問題検討委員会に顔を出させてもらっているということです。今度は編集委員になりましたけれども、何

のお役にも立たなかつたのでございますが、今日出席させていただいたということでござ



**神** 神洋明と申します。所属は第一東京弁護士会です。昨年の五月の幹事

会で、中大法曹会の事務局次長ということで仕事の一端を手伝わせていただいております。この顔ぶれを見ますと一番若いような状況でござい



すけれども、ひとつ宜しく願います。



深沢 一弁選出ということで、副幹事を仰せつかっております深沢でございます。副幹

事を仰せつかる以前は、純粋な法曹会の平の会員でありまして、いきなり副幹事長ということと、とまどつていうということが実情でございます。それだけにいろいろ感じることもあるし、意外な面もあるし、いろいろ思うところはないのですけれども、こういう座談会で話をするといふのはあまり得意じゃありませんので（笑い）ひとつ宜しく願います。

### ■この座談会の趣旨・概要説明

猪股 最後が司会を担当する猪股喜蔵です。私と、中大法曹会との関係を申し上げますと、一昨昨年、事務局長をやり、中大法曹会では常任幹事をやっております。大学では一昨年から理事に就任しております。そのような関係から、中大法曹会についてはいろいろ関心を持っております。本日のテー

マについてですが、三〇周年の記念特集号の座談会のテーマが「中大法曹のあゆみ」ということで編集されました。その後の会報の座談会は、法学部教育、法職関係を中心課題として取り扱っております。また、配布した資料にもございますように、これに関連するいろんな意見書も出してきております。ところで、中大法曹会の内部の関係については、いま深沢先生もおっしゃるように、いろんな意見もあろうかと思えます。そういう意味で、中大法曹自体の活性化を図らなければならないのではないかと、いうことで四〇周年記念行事実行委員会にもお諮り申し上げて、今回の座談会では、中大法曹会の現状を分析し、将来のあり方を模索しようということでのテーマを選んだ次第でございます。

この点について、かいつまんで申し上げますと、今回は四〇周年ということで、去る三〇周年の「中大法曹のあゆみ」に続くものとして、その後の十年間の現状を点検し、その将来を語るということに絞つてみていただいております。学員会でも、運営と活動についての点検と、会則や規程につい

て、見直し作業が行われております。いま、常任幹事会で、小委員会ごとに検討作業が進められております。また、学校法人中央大学評議員会においても、同じように基本規定、寄付行為について、また評議員の選考、選任についての意見も出されておられ、毎回の評議員会で話題に供されております。そういうことを受けまして、大学理事会では、理事会の中に基本規定検討懇談会を設置して、来週一月二日に第一回の懇談会を開くことになっております。ここでは学校法人中央大学の基本規定全体についての見直しをすべきかどうかということを検討して、理事会としての考え方、意見を出そうということになっております。

一方、本日の資料にございますように、中大法曹会は大学の法職問題を初め、四・五回にわたって意見書を提出して参りました。それは大学の改革、教学面の充実についでの問題を含むものです。それを受けまして、法人、教学では総合政策学部の創設について準備を進め、平成五年四月、新学部が設置されることになっております。一方、法学部に、国際法律学科の新設という



ことも取り上げられ、過般一月一三日の理事會において承認され、これも平成五年四月の新学科創設に向けて作業を進めることになっております。同じように経済学部、文学部、理工学部についても、学部の改革、充実、改善策が進められております。

他方、会内の実情を見ますと、本会の運営については、役員あるいは幹事を中心とした活動に終始して、一般の学員、法曹については、開かれたもの、あるいは組織的なものとしては、そんなに活動して来なかったのではないかと意見もございませう。そしてまた中大法曹会は、学生、司法試験受験生に対する指導も必要ですが、さらに、全学生に対する啓発、交流ということもすべきではないか。また、教職員との交流、対話についても、一歩を進めて、もう少し強化を図らなければならないのではないかと意見もございませう。あるいは学員會の他の支部、南甲俱樂部、学員体育會などとの交流についても意を配るべきではないかという意見もお聞きしております。そのようなときに、本会についての現状を分析して、本来の会活動はいかに在る

べきか、その活性化のために、どのようなことをしなければならぬのかということと本日の主要な課題にしてみたいと思いません。

さしあたり、依田先生が携わった頃の、三〇周年の前、また、その後の中大法曹会の状況というものについて、述べていただきたいと思ひます。

依田 私が事務局長になったのは四六年で古い話ではありますが、それ以前に大学騒動が各大学で始まっていてご他聞に漏れず中央大学でも、全学封鎖というようなことがありまして、そのときに、その対策ということで評議員会の中に常置委員会というものが設けられましたが、それに對して大学教授のほうで反対しまして、その結果常置委員会は廃止されたんですが、そんなことから学員側と教授側とがしばらくの間、意思疎通を欠いておったという時代でございます。それで、その後、常置委員会が無くなった後、大学改革をどうするかということで、大学の基本規定の改正の問題が出てきたということでありませう。松井先生はそのときの幹事長でご苦労をなさつ

たのでありますが、その際の大きな問題は、総長を置くというのが学員側の考えであつて、教授側のほうは、総長というのは要らないということで、大分議論をしたわけです。

私は、自分が事務局の立場ですから、自分の意見ということをとほとんど差し控えて様子を見ておりましたが、結局、亡くなられた向江璋悦先生の向江私案というのが出まして、それは総長は置くけれども、総長は教授か名誉教授から選ぶという案でそれが受け入れられて現在の基本規定ができたということなんです。それで基本規定の問題が終わりまして、教授側と学員側との意思の疎通もできるようになりました、学員側の組織の中でも常に主導権を取つたのは法曹会でしたから、法曹会と言つてもいいんですけれども、教授側と法曹会とが如何に円満にやつていくかということを考えるようになりませう。ちょうどその頃の昭和四六年に司法試験で東大に抜かれるということがありまして、それからしばらく、この問題で法曹会と教授側との間で今度は協力的に話合が行われました。それについて

も法曹会は、意見書を出しましたが、その意見書も教授のほうの意見を聞かないでやったということはございませんので、教授ともいろんな座談会をやって、その結果、意見書を出して、先程設楽先生がおっしゃったように、教授側でもその意見を受け入れてくれたということです。法学部のなかに法職特別コースができた、法学部から独立して法職講座が設けられたのはその結果ということ。私が関与したというのは、そういう経過でございます。

**猪股** 刷物の「資料1、中大法曹第七号、座談会」そのときの、テーマが「中大法曹のあゆみ」ですが、そのとき発言され、その後も非常に鋭い目でずっと見てきておられる、松井先生から、中大法曹の三〇周年から四〇周年にかけての一〇年間について、中大法曹の会活動がどうだったか、その点についてお伺いしたいと思います。

### ■中大法曹三〇年から四〇年にかけての一〇年間の活動について

**松井** 今の話の中で、先程依田先生から話の出した、全学封鎖云々というのは、今は若

い方（笑い）はご存知ないが、先輩たちがその問題を解決するために、たとえば、栃木の大貫先生は、向こうからこちらに通われまして、そのために健康を害されて亡くなったといったようなことがあるんです。だからその段階は、非常に厳しいものがあったわけです。それで先程常置委員会論が出しましたが、常置委員会は潰れたけれどもということなんです、その常置委員会の意見を出されたり、そういうところに関連された方は、やや棚上げされたと申しましようか、他の評議員とか、表に顔を出すところへ、正確な話ではないですが、常置委員会なんてものは要らないという説を為している人達の反対論があるために、顔を出さなかつたと申しましようか、一例で申しますと、いわゆる中大法曹の名物男と言われた馬越旺輔先生、資料1にも前のほうにちよつと名前が出ていますけれども、そういう先生方なんかで、常置委員会論なんかを出しておられた方は、学校に対する意見を十分出せないような状況が続いたわけです。それからその次の問題として、学長、総長問題というのが、先程の説明のように、

向江君、向江君というのは私の同期生なんですがああいう意見が出て、制度としての総長というのは設けられたのですが、その後、現在の総長が実現するまで、結局実現できなかった。これはわれわれ法曹会が、そのことについて推進すべきだということのような意見を出さなかつたわけではないのですが、出してみても、進むということがなかつたわけです。それから依田先生が言われたように、しばしば委員会を作って、これは教授側何人もの方においていただいて、何回も夜の集まりを持って研究会を重ね、委員の方が勉強の上、まとめて大学のほうに意見を出したということだったわけです。あと、私どもの過去に書いたもので言いますと、若い諸君が法曹会に入ってきて、厳しい意見を出されて、われわれのほうにやや親睦団体説に傾いた意識を持っているものから言うと、今の若い人達は強いなあという、驚くような状態で、本間君を初め、ああいう人達が意見を出されて、それに伴って法曹会の会則の改訂が行われたわけです。それがやっぱり物を言うようになるのですね。規定を変えて、委員会を作

って、その委員会ですらいろいろやれというところが段々実現するようになって、それまで低調であった会合の数についても一定数増やして進んで行くという状態が続いてきた。

**猪股** 中大法曹会の会則の改正については本間崇先生が「中大法曹第七号」に「中大法曹会会則改正をめぐる思い出」を書いておられます。松井先生の発言にあるように、非常に厳しい見方から、執行部に対して、会の活性化を図るために、若手の意見を取り上げなければ駄目じゃないかという提言をしております。松井先生はその頃は若手の意見については、かなり慎重に、あるいは厳格に受け止めてやってきていたのでしょうか。

**松井** その意見というものは、いい意見だと思えました。しかし、発言が厳しいですね（笑い）。

**鈴木** 言い方が悪かった（笑い）。

**松井** その前の状態で言いますと、われわれは先輩に対してあんまり思い切った意見を必ずしも言わなかったと言いますか、そういう状態で動いておったということはないかっただすね。大体柴田先生を中心として

の関係で言いますと、法曹会の会員は幹事長に頼っておったと言いますか、会合をやったって会費を取るじゃなし、幹事長が自分のポケットマネーを出して、それで一席設けてくれるというような形で運営されておったのですね。だから幹事長やなんかでいいですよ、非常に近い線にまでわれわれがおるといふ関係でも、やっぱり先輩になると、そういう見方のほうが強い時代がずっと続くわけです。それが段々自分の親しい人が幹事長をやるようになって参りますと、親近感がずつと出てまいりますから、まあ、六代の富田先生あたり、それから後で言いますと、近藤、今井両先生、二弁でございませうからしよっちゃう顔を拝ませてもらっているものですから、そんなに遠慮は無くなっておったのですが、その先の時代と言いますと、やっぱり一種の遠慮が付いて回っていたような感じをもっておるわけです。

### ■会則改正に伴う幹事一〇名増員の背景について

**猪股** 会則については、平成三年五月に一

部改正がありまして、幹事は二〇〇名以内とあったのを三〇〇名以内と一〇〇名増員いたしました。この背景になった事情について、前幹事長設楽先生に、ご説明していただきたいと思います。

**設楽** これは私自身が法曹会に入るまでは、松井先生がおっしゃられたように、怖い先生ばかりいまして、出ても発言する余地もないし、後ろのほうで小さくなっていました。それになるまでにかなりまた時間もかかったわけです。ところが私が今度特に痛感するようになりましたのは、例の、この会館で大学が自主経営と申しますか、直営の法曹養成ということになりまして、その段階で法曹会の若手の先生方が、いわゆる教員と言いますか、ゼミの指導員として積極的に参加されて、それを高窪先生が非常に高く評価され、事あることに喧伝されてと言おうと語弊がございますが、あらゆる会合で感謝の意を表されておったということなんです。ところがそういう先生のお名前を聞いても、法曹会にいるのかいないのか分からないのだという人が大部分です。これじゃいけないじゃないかと、その前に



一〇年ぐらい続いておった、正式の名称はちょっと忘れましたが、法職養成講座という講座がありましたね。その講座でも既に若い先生方が努力しておられたということから学びまして、やはり若い先生方に法曹会の幹事という、結局、これは会費を払うという負担が付くので、それはまずいのではないかというご意見もありましたけれども、それよりも何よりもやっぱり、先生方に法曹会の役員としての自覚とプライドを持っていただきたいというようなところから、若い方を中心に入れていくということがなことで、各会にお願いしたというのが真相でございます。幸いにして、円満に人数の割振りもできました。一〇〇名増員という経過でございます。先生方のご協力にはほんとに感謝しております。

### ■若手幹事登用について

**猪股** いま設楽前幹事長から話が出まして、深沢先生の場合は副幹事長に就任するまで平会員だったとおっしゃいました。私が一般の会員に尋ねたりしても、中大法曹会というのは、役員すなわち幹事中心の会運営

がなされていて、若手会員の登用はもちろん、一般会員さえもなかなか中に入れないという批判がかなりあるように思っています。だから深沢先生の、今までは外から見えていた方が、内に入ってきて、どういうふうなこれを考えてやるべきなのかという問題がありますね。

**深沢** その点は神先生にお話していただければと思うんですが。こういう事実があるんですが、「今度は副幹事長になりそうだよ」という話をしましたら、私の顔を見まして、「馬鹿ねえ」って言うんです。(笑い) どういうことなのか、それ以上言いませんでしたけどね(笑い)。

恐らくこれはご苦労なことだという意味ではなくて、「年寄りの冷水みたいなこと」という意味で言ったように受け取れました。若い先生方とお話をしていても、確かに一部の若い先生が一生懸命やって下さっており、尊敬する若い先生もいますが、大方の若い先生方は、どうもあまり魅力を感じない、というよりも、これは中央大学卒業生の固有の問題かも知れませんが、何

となく同志的な結合関係とか連帯感というようなものが薄いんじゃないかという気がするんです。ぼくは副幹事長になって中身を見せていただいて、初めてこれは一生懸命やらなければならないということを感じたんですが。若い人にはその認識が行きわたっていないように思います。

### ■法曹会の会員数とその現状について

**猪股** 中大法曹会の会員は、資料に載せておきましたけれども、現在、東弁が一一〇名、一弁が四四六名、二弁が三八二名、この前発行された「中大法曹第一二号」に掲載された追加名簿によると、裁判所一八三名、検察庁二二三名、公証人二六名となります。合計して二三八〇名という人員を擁しております。会則第四条は、「会員」について、都内に住所又は勤務場所を有する者、そして本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織すると、規定しております。弁護士会員については、東弁、一弁、二弁所属の弁護士は全部掌握できていますが、それ以外の弁護士は現在の名簿には載っていません。もと裁判官・

検察官であった者で退官後弁護士に登録しているが近県に居住し、かつ、近県に事務所をもっている方はこの名簿には載っていないわけです。弁護士会員が「会」ごとにブロック構成をとっているという現状で、このような法曹をどのように掌握していくのかという問題もあります。次に、検察庁と裁判所についていえば、現在は裁判所、検察庁におられる方は全部名簿に載せています。これは研修所は東京都内にあるわけですし、少なくとも東京に赴任した経験をもった裁判官・検察官で、その後地方に勤務されている方ということでもできます。これがしかし、名前だけ載っていて、本当に活動をしているかといいますと、特に最近、この四、五年、裁判所、検察庁の会員の出席があまり芳しくありません。三〇周年の回顧のときの座談会を見ますと、創立当時は、裁判所、検察庁のほうが、在野よりもより積極的に参加して引つ張っていたように思えるのですけれども、現在そうでなくなっていることも問題とされてよいだろうと思います。それから、役員中心で、いま深沢先生が言われたように、一般の会

員がなかなか参加・出席できないという現状について、会則の趣旨が十分に生かされていないということもあろうかと思えます。その点についても一度深沢先生ご発言をお願いいたします。

深沢 確かに生かされたいと思います。結局、我身に引き替えて申し上げますが、会員は法曹会の活動自体を知らないのですね。中身が理解されていないんです。よく分かっていると、それなりにそれぞれ中大法曹の活動について非常に関心を持つのでしようけれども、知らないということがあるのでですね。だからいろいろご議論があるかと思うのですが、まずあれこれ改革のための総括的な議論をするよりも、まず何をやっているかということが分かるように広報活動にかなり重点を置いてやらなければいけないだろうと思います。しかし、そのための広報活動を事務局にやっていると欲しいと言っても事務局は大変だということ、私もやっと分かりました（笑）。先程お話が出たように、中大法曹というのは東京三会を中心に機能しているという部分が強いと思うんです。そうならば、各会に

それぞれの広報を担当する組織をつくって、場合によってはそれに必要な予算も設けて、それで広報活動をやるといふ試みは如何なものでしょうか。

### ■ 広報活動について

猪股 有難うございました。その点で平成元年五月に発行の「中大法曹第一号」の編集について、会員の声を新しく収録しましたが、野宮先生の当時の考え方というか基調がどの辺にあつたのか、ご意見を述べていただきます。

野宮 「中大法曹第一号」は、私が、昭和六二・六三年度に会報編集委員長を仰せつかって、各先生方のお助けを借りて、赤坂幹事長、猪股事務局長と、非常に強力な執行部のおかげでできた会報でございます。その中で今ご質問のアンケートを取ろうではないかというアイデアは、委員会の中で、特に執行部からのサゼッションがありまして、協議して実行に移したのであります。往復葉書による最少限度の一口原稿でございます。非常な反響がありまして、今までこういう機会がなかったからというよ

うな強い反響がありまして、これを全部会報に載せました。これは会報第一一号を御覧いただければお分かりいただけます。会報第一二号も同じようにやっておられるのでございます。半面回答のない方もあります。これが中大法曹会の、ある意味での、今日話題に出ている関心の度合を示すバロメーターになろうかと思えます。しかし、回答のありました中にも、いま言った非常に強い関心度、司法試験合格者の割合が少ないではないかとか、司法試験改革についても意見を出すべきではないかとか、積極的な提言もあります。このように会員に、前向きに、関心をもってもらうような方向で、中大法曹会も考えていかなくちやならないだろうと思えます。

もう一つは、会報第一一号を編集、発行した昭和六三年度は、中大法曹会名簿を八年ぶりに編集しようということで、三〇周年の昭和五五年以来八年ぶりに編集しました。そういう会員名簿の整理という目的もあって、全会員に往復葉書による御意見の蒐集となったわけでございます。これはお蔭様でいい名簿も作っていただきま

したので、成功したのではないかと思います。

ただいま司会者がおっしゃった会員の範囲について、私が執行部を担当してからいろんな話題を聞きますと、弁護士は東京三弁護士会の会員だけでやっておりますが、これは会則第四条に、本会の趣旨に賛同する学员たる法曹をもって組織すると規定され、学员たる法曹であればよろしいのじやないかということもあります。現在の諸情勢からみて、最小限度、この近県、神奈川県、埼玉県、千葉県に住所もしくは事務所のある公証人も含めて、判事、検事、弁護士は会員になっていただいて、大いに関心をお持ち頂き、法曹会の目的達成の方向でご協力願えればよろしいのではないかと思います。私もそのほうがよろしいのではないかと思えます。任意加入でもよろしいので、具体的にはご意見を確かめて、良かったら、第四条を改正しなくてもできるわけです。常任幹事会の議を経て会員とすることができるといふふうに、第四条二項はなっておりますので、そういう点も考えていいのではないかと思われま

す。

もう一つ、学会に東京検察支部というのがございます。中央大学の学员で東京高検管内に在籍する検事、管外に転出した場合は、本人の希望により、又は、退職者で支部長の推薦する者で組織され、平成三年六月現在の会員数は、三―三名程おられる由であります。昭和三八年二月の学会支部設立で（初代支部長山本清二郎東京地検次席＝当時）、以来、約三十年間の古い伝統と結束、先輩と後輩とが交流を図っておられるわけです。私はご招待を受けて、昨年の六月に検察支部総会に出席させていただきました。七十数名出席しておられました。当時の仙台高等検察庁検事長の水原敏博さんが支部長、事務局長は二六期的小林域泰君がやっておられます。総会の当日の出席数も相当あり、若手の方も大勢出席された。たいへん盛り上っております。裁判所のほうは詳しく分かりませんが、ほとんど積極的にやっていただくほうがよろしいかと思えます。



## ■会員への通知、掌握はどうか

**猪股** いま野宮先生がおっしゃった東京三弁護士会以外の弁護士についてこれを一つにまとめる場合には、どういふふうにするべきかという問題も出てくるだろうと思いません。通知をどうするか、掌握をどうするかという点ですが、この点について事務局長はどういふふうにお考えになりますか。

**中津** 私も事務局長を承りまして、噂には聞いておりましたけれども、会員数が二千何百人ということになりますと、通知を一つ出すだけでもえらいことでございます。事務局長は事務員さんを一人、特別に頼まなければ駄目だよということ先輩から言われたのですけれども、本当でした。ですから会員が増えるということは結構なんですけれども、会員を全て掌握することは大変難しいわけです。そうであれば、むしろ部会ごとの掌握をきちんとして、東弁部会、一弁部会、二弁部会、裁判所部会、検察庁部会というような形で部会活動を中心にして、その上に法曹会全体の活動ののって行くようにした方が、本当の活性化ができて

るのではないかと思います。

**猪股** その場合、たとえば、横浜・埼玉弁護士会、に所属している方について、これは執行部だけでやるのか、何かまとめるには、どうするかという問題があるわけですね。

**中津** 仮に、埼玉・横浜の方も加わるということであれば、部会とは別途に考慮する必要があります。

**猪股** だから東京三会以外の弁護士会員については、これから検討をしていかなければならない問題かも知れませんがね。

**野宮** 総会、その他でコンセンサスができましたら、執行部も具体的にそのように対応し検討に入ることになります。数としては事務局は大変になりますけれども、事務処理の問題はまた別に考えなければなりません。たとえば、従来、東京三弁護士会の会員で構成する東京都弁護士健康保険組合に横浜・千葉・埼玉の三つの県の会員がいまは一緒になっていますね。東京都弁護士健康保険組合となって、もう二年になりますか、一緒になっています。今までは一緒でなかったのが、新しく加入してきたと

いうことでございます。そうでございますので、三つの会員数のうち、中大のOBがどれぐらいかという把握はできるのじゃないでしょうか。ただ、事務的にはちょっと大変だと思えます。

**中津** それは把握はできません。問題は、会活動を活性化するためにどうするかということだろうと思えます。

**猪股** 繩稚先生も前に事務局を担当して、現在常任幹事ということでございますが、如何でしょうか。

**繩稚** 中大法曹第七号とお手許の資料を見ますと「歴代幹事長」の系譜がございます。第九代の石田寅雄先生とあり、同幹事長は昭和四三年から四五年とありますけれども、おなりになったのが四四年の五月の総会ですね。お辞めになったのが四六年五月の総会までですから正確には昭和四四年度、四五年度ということになるわけですが、私は石田寅雄幹事長、ここにいらつしやる松井先生や現在大学の評議員会副議長の赤坂先生が副幹事長、私が阿部三郎事務局長の後任事務局長を担当しました。

私は本日、「中大法曹第一号」（創刊号）

を持って参りましたがこれは石田幹事長のときに山本忠義編集委員長の下で作られまして、石田幹事長が巻頭言の中で「本会のために赤坂、松井両副幹事長、繩雅事務局長、本間、亀井、中津各担当の方々をはじめ、委員各位のご努力の成果として敬意を表するものである」と書いていらっしやいます、その後第一八代木戸口幹事長の、昭和五四年、五六年は副幹事長をやらせていただきました。思い返せば、昭和四四年ですと、もう二十何年になります。私の次が一弁のほうに行きまして依田先生がおやりになって、依田先生と事務の引継をやったことなんかが昨日のことのように思い出されます。

それはさて置きながら、四二年、四三年のときには、今でも思い起こすのは、第一弁護士会の三階の委員会室に、富田喜作幹事長に面会を申し込み、中大法曹会を改革しなければならぬんだというようなことで、意見を具申したようなこともあります。現在の会則は整備されておるとはいいいながら、前の会則は不備なところがございますから、当時は学園紛争がございましたから、

非常に混沌とした世情で、中大法曹会の会則改正が承認されて、丁度石田幹事長が昭和四四年の五月に新（現）会則での初代の幹事長にられました。そのとき幹事が五〇人から倍増の一〇〇人に、常任幹事も二五名にふやした時代でございます。大学問題委員会を作ったり、意見書を出したり、いろいろ今から考えると、随分あの当時は忙しかったように思います。

それから「在京の法曹」ということにつき、会則改正ではいつも問題になることがあります。それは第二条の「親睦をはかるとともに大学の興隆と司法の発展に寄与する」という問題と、「法曹会の組織」との関係ですが、東弁、一弁、二弁、それから検察、裁判、が組織化されている。そのブロック制で成り上がっている中大法曹会の現状と、それから財政的な問題、そのことを考えますと、一つの意見具申を出すについても、政策団体的なきちつとした意見が出てくるのだろうかとか、選挙をして公平に選ぶべきじゃないかとか、ブロックを廃止しろという案が出たり、いろいろ論議がございましたが、在京の問題、特に第四条

の「在京の法曹」と「本会の趣旨に賛同することについては、千葉、埼玉、神奈川県を含むべきじゃないという議論はいつでもあるんです。最近では消えています、その後、改正しろと、会則改正問題では必ず問題提起になるわけです。ところがその範囲が、じゃ、千葉といえは館山まで含むのか、あるいは神奈川だったら小田原まで、熊谷のほうまで埼玉は含むのかというような問題などがあって、まず在京並びに本会の趣旨に賛同する者の申出により常任幹事会の議を経てということと絞りをかけています。徐々にやっつけていこうじゃないかということ、確かに私が事務局長になった昭和四五年当時は一七〇〇名でした。現在は二三八〇名です。つまり五〇〇名ぐらい増えていきます。そういうふう段々増えていきますが、関心度と、それから中大法曹会の将来と展望を考えました場合に、親睦団体に徹するためには、ある程度の限界はやむを得ない。強制加入させて中大法曹会として引つ張り回すわけにもいきませんし、そうかと言って、単なる親睦団体化してしまえば、これはそのままでもよいわけです

し、また中大を出た学生の資質とか、大学自体として一〇〇年をふり返って見たとき、質実剛健なところは結構ですが人を集めて大いに司法問題にばかり議論したり、あるいは親睦団体以上のことをやっていくために関心を持ってくれといつても、また、会則だけ改正しても集まるわけでもございませぬが、会則を改正して、強制的な方法で人集めをしない限りは、なかなか限界がありますから、親睦団体でいいじゃないか、司法の発展に寄与するといったような抽象的な目的を加味しておけば、いざというときにはいいのではないかとというようなことで、ずうっと二〇年間やってきたのではないかと考えておるわけでございます。

### ■会員への通知はどの範囲にするか

**猪股** 繩稚先生が事務局長をやっていた頃、総会案内の通知は、どの範囲まで出したのですか。

**繩稚** 総会については、会員全員に通知を出しました。しかし、幹事会は新会則によって、年間最低限度四回開くことになりました。それで、常任幹事会、幹事会、ある

いは執行部会はその都度、今と同じように通知をしておりました。財政的な問題については、確かあの頃には、石田幹事長、その他副幹事長の方々に負担をいただいたりして、やっておったような状況です。

### ■会報の頒布状況について

**猪股** それでは当時、会報の頒布について、どのぐらいの範囲でやられておられたのですか。

**繩稚** 「中大法曹」創刊号は昭和四六年五月に発行されたのですが、会報は全員に送しようというわけで、全員に発送したのではないかと思います。

**依田** していいのですよ。

**中津** 発送費というのが大変なんです。

**依田** 編集費だつて大変ですよ。

**中津** 発送費のほうが格段に高いです。

**依田** ぼくのときには送ろうとしたが、会費をもらっていない時代で金がなく、送るのをやめちゃって、総会の時に渡して、そのほかは各弁護士会の控室においてもって送らうことにしました。裁判所や検察庁には配布を頼むということでしたね。

**猪股** 野宮先生が編集委員長のときには、全会員に対して頒布しようということになりました。ただし、各会の実情によってやりましょうと。そこで、一弁は一弁で頒布する。東弁・二弁、裁判所、検察庁は全会員に対して発送しました。東弁と二弁は、会報代を支払ってもらうことにして、印刷文を同封しました。昨年も確かそういうふうをやったのではないかなと思います。設楽先生、どうですか。

**設楽** 一弁のほうはどうしましたかねえ。

**深沢** うちのほうでは全員には送りません。それで機会あるごとに持って行きまして、そういう会合で、まだお受け取りになっていない方に頒布しました。

**設楽** お金はいただかないわけですか。

**深沢** 受け取らないんです。

**猪股** 東京弁護士会での会報頒布について、

稲田先生からお話を伺いたいと思います。

**稲田** 昨年度の「中大法曹第一二号」ということになりましたが、猪股先生などが中心になって一生懸命作っていただいたものだからということ、お金が集まるかどうか心配でしたけれども、多少部会の子算があ



ったものですから、一一号に做って一応全員に送ってみようということで、約一〇〇〇部を会員に送りました。金額については各会に任せるといってお話でしたので、三〇〇〇円を振り込んで欲しいという依頼書、振込用紙を全部添付しました。その結果は、思ったより回収率が良く、約四割ちょっとの方から振込がありました。送料が一〇〇〇部で確か三〇万円前後でしたので、それに対し一二〇〇三〇万円の振込があったということになり、十分ペイしてお釣が来ました。ちょっと私ごとで付言させていただきますと、深沢先生がおっしゃられてたように、私自身ノンポリで、あまり関心がなかったのですが、赤坂先生が幹事長るときに、初めて幹事ということで名前を出されました、幹事は何をやるのかと伺いましたら、会費を納めるのだと(笑い)というご指示でして、野宮先生の下で編集委員ということで一時的に入ったのですが、個人的な事情で中座し、今度は事務局次長ということで狩り出されたという経過があります。そういう経過からしますと、一部の先生方に財政的な負担をしていただくより、各人

がみんな会費を納めることのほうが、私に関心が持てるんだろうと思うんです。そのかわり会費を納める見返りと言いますか、それに対してどう応えていくのかということではないかと思うんです。会報の配付をして感じたことですが、中大法曹というのは何をやっているのか分からない人が大半だと思のですが、会報が送られてきてみると、やはり母校に対する意識、同窓意識はみんな持っておられるのだということだけはつくづく感じたわけです。たとえば、正月の箱根駅伝を見ると、やっぱり夢中で応援してしまうのと同じような部分があるだろうと、そうするとそれは何に求めたらいいんだろうかということについて、私はもっと若い人達に参加してもらうことが必要なのだと思います。それで深沢先生が言われたような広報活動もどんどんやっていく、そのためには、今の事務局体制では、部会にしろ、東京三会を合わせたにしろちょっと無理だと思うんです。というのは、頭ばかりで、そう言うっては何ですが(笑い)、事務局は局長と次長の一人ずつしかない。だから各会に分かれてしまうと次

長一人なんです(笑い)。副幹事長と次長二人でやれといっても無理なことなんです。むしろ事務局長、局長を中心として、若い人達の事務局員を沢山置いて、その人達にある程度任せて、自分たちが何を期待し、何を求め、何を作ろうかということを、もう少し任せて御覧になったらどうかということ、先輩にお考えいただきたいと思えます。

**猪股** 第二東京弁護士会では二弁部会を、どのようにやっていますか。

**鈴木** 東弁では「ブロック」といっています。東弁ブロック、一弁ブロックといううな位置づけをしております。

**増田** 二弁部会としては、その年度の法曹会の副幹事長が二弁部会の総会を招集しまして、年に一回、昨年は九月に開催して、大体四〇人ぐらいの先生方が出席されました。本日ここに配付されております資料に、二弁は三八二名と載っていますが、全般的には法曹会に対する関心が薄いように感じます。では、関心が薄い、あるいは中央大法学法曹会のほうに目を向けてもらうのにはどうしたらいいか。実は私が副幹事長にな

ってから気が付いたことは、今日、生涯教育などと叫ばれております。法曹会が中心となって、何か皆さんが集まって勉強する機会を作るべきではないかと思ひます。先般セントラル野球連盟会長で、先輩の川島廣守先生の「野球と人生」というタイトルの文化講演会が開催されました。また、ドイツの何というタイトルだったか忘れませんが、本学文学部教授の小塩節先生が西ドイツケルンに日本文化会館があつて、その館長をやつておられたということから、ここで、法曹会と南甲倶楽部との合同での文化講演会をやられたのですが、この二つの講演会は実に内容の面白い文化講演会だったんですね。しかし、出席されている方を見ますと、法曹会もあまり人数は出ていないし、それから南甲倶楽部からも、内容がいいのにかかわらず出席者としてはあまり出ておられない。確か合計で一〇〇人ぐらいだろうと思うのですけれども、こういう文化講演会をもつとやるべきじゃないかと思ひます。ちょうど堂野先生がおられたから、先生、こういう会を年に二回じゃなくて、少なくとも四回はやるべきではな

いかと申し上げました。その講演会が終わった後に、今度はパーティーがこの記念館で、行われました。そのときに、また感じたことは、法曹会の人は一まとまりになつて、ビールを飲んでいる。南甲倶楽部の方は、また向こうのほうでビールを飲んでいる（笑）。私などは顔が狭いものですが、南甲倶楽部の方はもちろん存じ上げない。そうすると初めて、ああ、こういう先輩がおられたのかという方が向こうにいて、こちらはいつもパーティーで一緒になる先生方とビールを傾けると。これはやつぱりいけないなあということが強く印象に残つたんです。ですから、もしやるのであれば、南甲倶楽部も法曹会もそれから税理士会とか弁理士会とか、支部の名簿を見ますと、会計人会などというのがあつてですね。そういう人達も含めて講演会をできるだけ多くやると。それで、それには若い人も、生涯教育ということで出席されると。それによつて母校に対する愛着というものも生れるし、また、出席する機会が増えれば、次も参加しようということになるだろうと思ひます。たまたま一昨日一月一六日に、こ

こで南甲倶楽部の賀詞交換会というのが開催されました。実は野宮幹事長が午後一時からの講演会、私はこれをどうしても聞きたいという気があつたものですから、お呼びをされたいのに行つて行つたんですけれども（笑）。受付に行つて、呼んでもないんだから帰れなんていうことは言うわけはないから（笑）かまわなと思つて、受付で名刺を差し出し、法曹会のこれこれと名乗つて、出席したいと申し入れたら、いやあ、それはもう実に有難いことですというので、早速出席者の名札をその場で作ってもらひまして、講演会に出させていだきました。それで、また二時からのパーティーを、この二八〇号室でやりましたら、何人かの法曹の先生が来賓として来ておられました。あとは全部南甲倶楽部の方で、もちろん顔も見ることがない方ばかりでした。私は南甲倶楽部だけで賀詞交換会をやるのはいつたいたうことなんだと。過去のいきさつは私は全然分らないものですから、感じまして、早速幹事長に、先生、南甲倶楽部が賀詞交換会をやる

のなら、何で法曹会も一緒にやらないのだ。実業界の人と法曹会とが交流して、一緒にやってやるのが一番いいのじゃないかと。是非、これ考えましよう。で、私たちの平成三年・四年の現在の執行部としても、考えていることは、できるだけ他の支部会と交流を深めようということが一つ、それからまた文化講演会というような会を何とかもって開催して、皆さんに大学へ来る機会を設けて、そういう大人の勉強してもらおうという話を、執行部ではしているんです。

神 今の増田先生の考え方は、私も賛成です。実は同じことを言わせていただこうと思っていたんです。その理由が二つありまして、一つは、私は、事務局次長になって、中大法曹会がこういうことをやっているということをはじめて知らされたわけで、他の先生と全く同じような立場でした。ただ、弁護士会に関しては一弁の中とか日弁連の中でいろんな仕事をさせていたが、まして、いろんな先生と知恵を得ることができたのですが、そういう中で弁護士さんのいろんなグループを見ていて、

特に若い、登録一〇年未満の先生方は、いろんな派閥で何かをしようとしても、すぐその派閥には入ってきません。だから来て下さいという形でまず派閥・部会に入っていたと、それにはまず関心をもたせる。そうすると、参加されるというタイプの方が多いように思われます。そういう意味で、講演会、そういうイベントを中大法曹会が中心になってやれば、若い人達が入ってくるだろうと思います。

それからもう一つは、これは南甲倶楽部ではないのですが、南甲倶楽部の方々も大分入っている、ある中大の先生を囲む一つのグループがあります。これには法曹も何名か入っていますし、実業界の方も幅広く入っているのですが、一年に一遍だけの会合です。そこでは必ず講演会をやりまして、その後懇親会をやっています。これは中大の出身者ばかりの集まりなんです。講演をされる方は、その中でそれなりのトッパへ昇り詰めた方です。いろんな話をしていただく、自分たち中大の先輩にはこういう立派な人がいるのだということが分るわけで、そして、交流する機会をもてるの

ですが、これが毎年盛況でして、約一〇〇名ぐらい必ず出てきます。これは中大法学部の教授なんです。これは中大法学部ではなくて、法学をやっていた方を中心に集まったグループが、今から五年ほど前に作って、これは毎年少しずつ増加する形で進められています。その中でいろんな人名刺を交換したりして、仕事に繋げていって、しゃる方もいて、そういう意味で、いろんな講演会をやっていく。当面は中大の出身者を講師、講演者にお迎えして、そこで若い人達を呼び込んでみたらどうかというふうに、私は思っているんです。

#### ■活性化を図るための 企画・行事について

猪股 有難うございました。今、各会における活動がどのように行われているか、ということに関連して、文化講演会、座談会、それから他の支部との交流についての意見も出されました。本会の会則の第三条によりますと、研究会、講演会、座談会の開催を事業としてうたっております。これは、私たちが年一回やっているような講演会や



座談会ではないと思うんです。少なくとも新しいものを開拓し、創造していくという意味で恒常的であり、さらにより高尚なものであるべきだと思います。会の活動についても、そうした文化講演会というようなものを、あるいは学会と一緒に積極的に進める。それも何回もやっていくということにして、活性化を図っていく必要があります。毎年五月の総会には、新入会員を招待して、パーティーをやりませう。新入会員が、中大法曹会に参加する最初ですが、そのうちに、自然に足が遠のいて、会に対する意識が薄く、遠のいてしまうというのが現在の実情じゃないかなと思うんです。やっぱりこれを結び付けていくには、そうした催しをやる。そして大学に関心を持たせる、法曹会に関心を持たせるということがどうしても必要だろうと思います。そういう意味で、法職講座に関して、法職講座のチューターとして参加されている会員の意識はどうですか。

**鈴木** その前に、先程各ブロック、部会とこの前ですか、総会案内をどうしたとか、それから会報の頒布の問題ですね。実は私

は二一代坂本幹事長の下で、東井のほうからの次長をやらしていたいた経緯があるのですけれども、その前は、恐らくその前の一時期ぐらいじゃないかと思うのですけれども、総会の案内を会員全部に出してはなかったことが現実にあったようです。要するに幹事にだけ出すのだということです。ということ、全員に出すということ

は事務的にも大変なことだし、費用的にも会としては大変な負担になるので、運営上、そのような取り扱いをしていたのではないかと思います。ですから会報なども、せっかく相当部数印刷をしながら、死蔵している部分が相当にあるのが現状だったのじゃないかと思うのです。それで、先程、稲田先生がその間の事情を申し上げておりましたとおり、個人的には、事務局としてはたつた一人の執行部ですから、非常に悩みになった経緯があったようだけれども、

「まあ、やってみなければ分かんない」ということで、やってみていただいた結果、お話しのような結論が出ているということです。やはり総会の開催は全員に通知すべきであると考えますが、名簿の

把握が非常に大変なんです。そして名簿がある程度整備されたのが、ここ三、四年ぐらい前にやっとなこと、その前は名簿自体がはつきりしていなかったわけです。この名簿の整備が大変だったということが前提になったと思いますけれども、やっぱり総会は総会ですから、きちんと全員に招集のご案内を差し上げるべきであると思います。それから総会に出た方は、会報は、会費を払って、その場でいただけるのですけれども、その余の方々には全然行っていないということでは困るわけですから、事務的には大変だと思えますけれども、若手の方々を事務局員としてお願いし、無理のない、円滑な運営を図るべきであると考えます。そして又、これが若手の方々に対して中大法曹会に対する関心を持っていただく一つの大きな要因にもなるかと思えます。

今回、幹事の定員を、若手の登用ということを主眼におきながら、二〇〇名から三〇〇名にしていたいたわけですが、このことは各種委員会の活動を活性化するという意味からも非常に結構なことであろうかと考え

ております。ところが、その実態を見ますと、私は一五期なんですけれども、私クラスがまさに一番の下っ端クラスぐらいの感じの(笑い)幹事会なんですな。

そういう実態からいたしますと、若手、若手といいますが、全部が全部じゃないかも知れませんが、一般的には弁護士登録、或いは、任官いたしますと、ことさら入会申込みなどなくても、当然、中大法曹会の会員なんだということで、総会などの案内だけが行くわけですけれども、組織の実態が分らないことも多分に影響しているとは思いますが、いずれ、顔を出すことと自体が容易じゃない。たまたま先輩からのお話があったりして、総会などに、出て行きましたも話相手がない。それでやっぱり先程の増田先生のお話じゃございませんけど、みなさんとは離れて、隅っここのほうでコソコソやっているといるというふうな感じが非常に強いわけです。各種委員会の委員をお願いをして、そしてその中でいろいろとご協力いただいているような方々は、比較的意識もありますし、仲良くもなるのですけれども、それ以外の方々ほとんど

出てきたこともないわけです。相当年月、十何年ぐらいキャリアを積んでこない、幹事でもなかなか出にくいといいますが、出られないという実態があるわけです。そういうような中で、実は法職講座のほうで、実際にいたしますと若手の方々を中心に○○名以上動かしているわけです。チューターの派遣、答案ゼミや公開答練の添削やら、それから駿河台記念館の中にある研究室員の指導、大変なサイクルで動いているわけですから、そういうときにもいろいろとお願い事ばかりでございます。これも従前は大学のほうと運営委員のほうとで手分けして、個別に一本釣みみたいな格好で、何とか協力してくれ、頼む、頼むという形でいろいろやって参りまして、ご苦勞ばかりかけていながら、少なくとも中大法曹会という名において若手の方々に対して、何らかのことをして差し上げたことは、従前はまずなかったのではないかとこの反省がございます。ですから、若手の方々には中大法曹会全体に関心を持っていただき、また、多数の参加をいただく、それから、司法試験受験指導の問題、その

他、法職講座を含めていろいろと協力いただくという意味におきましても、やはり平素の運営上、いろいろと配慮していかねばならない問題があるのではないかと感じます。また、これは昨年から初めて、お願い申し上げてご配慮いただいたのですが、中津先生がたまたま法職教育検討委員会の委員長をしておられまして、私は法職講座の運営委員をずうっとやっていたものですから、やはりそういう閉鎖的なものじゃなくて、東京三会でそれぞれ新登録をした若手の会員をリストアップし、これを指導員として、確保する、そして大学の要請があったときには、随時派遣できるようなシステムといいますか、体制作りをお願いいたしました。これは正式に執行部としての機関決定の下になされたわけではなかったんですけれども、とりあえず、法職教育検討委員会としてやってみようというところで、これは昨年に実現しました。今年もそういう意味で新合格者を含めて、若手の方々の協力者リストを作成し、法職講座のほうから協力要請があった場合に、こういうメンバーがおりますということで、大学

側の要請に的確に対応できるようなシステムを制度化しようということで、検討を行っている最中なんです。若手の方々は、中大法曹会それ自体に対しては確かに関心がないのは事実と思いますが、後輩の育成指導といえますか、チューター、その他、講師的な立場での協力につきましては非常に熱心でございますので、こちらが見ておられます、ほんとに涙が出るほどに一生懸命やっていたいております。ですから、やはり中大法曹会として各方面からいろんな知恵を絞って、若手の方々との接触を多くしながら、若手の方々の立場をもう少しお考えいただければ有難いと思います。

それからもう一つ、ついでですから申し上げておきたいのですが、法職講座のほうで、入学式が終わった翌日あたりの、法学部のオリエンテーションが終わった後に、開講シンポジウムというものを、例年行っております。今年も四月六日に予定しているのですが、そのときに、法曹とは何ぞやということ、裁判官、検察官、弁護士三者から、それぞれ講師をご依頼申し上げて、きわめて、限られた時間ではございま

すが、基調講演などをお願いしているわけです。これも従前は中大法曹会の窓口を通さないままに、各人それぞれが「おい、俺、あれ知っているから、あれに頼んでみるか」とか、「じゃ、あれはどうだろうか」とかいったような形で、今まではやってきたのですが、こういうやり方では、どうしても、一部に偏ってしまう傾向が出てきます。それから継続性の問題もあります。そんなことで、今年度は、私が先任ということもあつたと思うのですけれども、法職講座運営委員会の委員長から事務室長を通じて、講師の推薦依頼があつたのですけれども、今回は、個人的に推薦するという方式をとらず、このことを即刻事務局長のほうに進達いたしました。検察なら検察、裁判所なら裁判所の各ブロック、あるいは弁護士会ブロックと協議していただいて、正式にご推薦をいただくということでお願いを申し上げまして、それで検察、裁判所のほうは決まっております。そういうことで、中大法曹会としても、親睦か、政策かという大所高所からの議論もあると思いま

しますと、やはりいろいろとお願ひすべきことが多くございまして、何とか先輩の配慮をお願ひできれば有難いと思っております。

**猪股** 北村先生、その点について如何ですか。

**北村** 私はこの中大法曹会メンバーの中では、深沢先生以上に、ほんとにノンポリかも知れないんです。(笑い)というのは、関心を持っていても、今まで何のお手伝いもしてこなかったという意味でのノンポリということでございます。

先程来いような話が出ておりますが、幸いというか、中央大学では合格者が多いですよ。われわれのときの合格者は一四〇、一五〇名だったですね。その中で、中大法曹会の活動をしているのは、こんなことをやっているな、あんなことをやっているな、何をやっているなという具合で、これはほんの代表選手のつもりでやってもらっているの、安心してお任せしているという部分も、実はあると思うんです。しかし、関心は常にあるわけです。あるいは向こうが専門だということもあるわけです。そう



いう意味で贅沢な悩みというか、分母が大きいだけに、中大法曹会にどうやって関心を引き付けて、どうやってまとめるかという苦労が逆にあるんだろうと思いますね。小さいと言っちゃおかしいですが、子供が今年大学の入学試験を受けるのですが、いろんな大学から入学案内を取ったんです。たとえば、立教大学は、開校以来、法曹資格を持っている者が僅か七十数人しかいないのです。それで大学でゼミを持っているんです。ゼミの講師のメンバーに、私の知っている後輩が七、八名いるんです。そういう七十数名しかOBがいないと、その中からは非後輩を育てようということで、若手の弁護士が大学でゼミを持っているんです。そしてできるだけ多くの学生が受験するように、関心を持つようになるんです。ああいうところはまとまるんですね。大きいところは、人数が多い故の悩みなんです。従って私はいろいろ悩みはあるだろうけれども、そう深刻に考えなくても、誰か「代表選手」が出てやってもらってれば、また、いざというときに集まれと思うことであれば、そう心配することはないと思うん

です。ただ、頭だけが動いて下のほうに目を向けなくなっちゃうといけないので、常に関心を持って、先程の話にもあるように、中大の出身者の講師を招いて、講演会をやるとか、そういう努力は常になければいけないけれども、集まりが少ないからあるいは会員の人数が少ないからといって、私は決して悲観することはないと思っています。

ただ、昔は研究室では合格者が多かったために、そこらへんに声を掛ければ、ある意味ではパッと集まる。あるいは組織強化ができた時代があったと思うんです。今はそういうことが無くなって、むしろ出身予備校のほうに重きを感じるような時代になってきたことを考えますと、やはり最少限、中大法曹会として毎年一月初めに合格者の発表がありますが、予備校でも合格祝贺会を大々的にやっていますでしょう。あれの向こうを張って、中大出身者全員を招待する。この頃は研修所に入る前だからまだ喜んでいて。研修所に入る前に中大法曹会が合格祝贺会を主催してやる。住所は大学に聞けば分かるのでしょから。研修所を

終わってから、これは法曹として会員ですから歓迎会をやる。これは当然ですが、そういうふうにはやったらどうかと思います。

それから、ついですからもう一つだけ申し上げますが、どういう活動をするかという中で、やはり中央大学があって、中央大学から合格者が次々と出ることによって、この中大法曹も発展していくんです。それが一番の根本なんで、仲間のOBと懇親を図るといことは言わずもがなで、当然のことですけれども、その次に大切なのは、後輩からどういう形で合格者を出すかということ、先程の鈴木先生のお話の点ですが、やっぱりああいう事業に中大法曹会が力を貸す、そのために中大法曹会は発展すると思うんです。それが一番大きな分野でしょうね。大学の発展に寄与し、大学に対する発言力を持つためにも、それなりの人材を大学、その他に送るといことも、それも合わせて必要でしょう。われわれの中大、いわゆる法科の中大の名前を、益々伸ばすための努力を、中大法曹が率先してやるということが一番大切だし、一見無関心と思われていて、会合に来ない中大のOB

の法曹も、そのことを一番重要なことだと思っ  
ているはずだし、そのことをやっぱり期待して  
いるのじゃないでしょうか。それが大事だと私は  
思うんです。普段何のお手伝いもしていない人  
間が勝手なことを言っているのですね、それだ  
けじゃないかな。

### ■幹事は代表選手である

**猪股** 幹事は代表選手だという意識をもって、  
代表選手らしくやっていただきたいと思うんです  
が、この点について諸先生方如何ですか。

**鈴木** 今の話に関連して、参考までに申し上げ  
ますが、ここ数年ぐらいだと思いますが、大学主  
催の司法試験合格者祝賀会が持たれております。  
その前は大学のほうは学研連は学研連で各会が  
それぞれやっているだろうし、それでよかろうと  
いうことで大学主催の祝賀会は行われておりませ  
んでした。昨年も大学主催の合格者祝賀会が行  
われたのですが、そのときに八十何名かの合格  
者のうち、出席者が三十数名ぐらいしか出席し  
ないわけですね。

**増田** 三五名だったです。

**鈴木** 例年、合格者の出席は大体その程度な  
んですか。そういうことも、やはり問題がある  
のではないかと、それから、これは非公式に中津  
事務局長に雑談的にお願いしていることです  
けれども、執行部としても北村先生がおっしゃ  
ったように、現実には一生懸命、薄謝、お車代、  
コピー代程度でご努力願っている若手に対して、  
中大法曹会として、年に三、四回程度、若手中心  
の会を主催して、そして現状報告をし、激励す  
るといいますか、頑張ってもらいたいとお願  
いをする、そういうことも含めてやっています  
か、中大法曹会はあるけれども、私とは関係な  
いという感じが強くもたれるのではないかと  
いう印象を強くしております。

### ■法学部のカリキュラムの改正について

**野宮** 鈴木康洋法職委員のお話に関連して  
お話ししようと思いましたが、いま北村先生の  
発言の内容は、私の言いたいことを半分以上  
言っていたいただきました。中大法曹会の

現在の法職教育検討委員会は、中村茂八郎  
会員が委員長で、たまたま司法試験平成三  
年度発表の直後でしたか、委員会を開きま  
した。その席で、法学部のカリキュラムの  
改正問題というのが、いま大きなテーマに  
なっております。その過程で若手法律実務  
家のマンツーマン方式に近いクラス二〇  
名程度の司法演習講座を考えているので、  
是非法曹会から人材を送り出す準備をして  
欲しいという申し出が、法学部のほうから  
も来ております。現実に、本年一月二八日  
に、大学問題委員会、法職講座運営委員  
会が合同で、法学部長以下六名の教授のご  
出席を戴いて、カリキュラム改正の問題に  
ついての説明と意見の交換をする予定でござ  
います。その過程で、法職検討委員会の  
中では、鈴木康洋先生の報告を聞いて、現  
在行われているチューターの派遣とか、講  
師の派遣などについて、是非法曹会に協力  
してもらいたいということでございまして、  
その具体的方法を論議したところが、法曹  
会というのは、司法研修所を出てからが法  
曹会の会員なんです。ですから法曹会の潜  
在的なメンバーではありますが、合格者は

会員外なんです。そこに一つの盲点があるわけです。それから現在までにチューターとか講師、それから駿河台記念館にある研究室の指導委員、いわゆる里親制度というのを考えようではないかということが具体的にしておるようですが、そういう指導者はどうやって探し、どうやって依頼をするかという問題がありまして、そうすると従来は一本釣ということで出来ましたが、その方法だと学研連六団体の合格者が先輩とも直結しておりますから把握しやすいということでもやってきたんです。それがもう限界に来ておると。というのは、平成三年は八一名の合格者です。そのうち四割の三二名が学研連の合格者です。五〇名は学研連以外の学生の合格者です。その中には学研連の会員である者を含めて、いわゆる予備校に行った人もいるのですね。それらの人達を、合格者をどのようにして大学が講師とかチューターということをお願いをできるかという点について論議しましたら、どうも中大法曹会が一つのパイプになって従来から手の及ばないところをアプローチしなくちゃいけないのだという方向になって、

いま執行部は考えております。一つの例として、早速いまお話の合格祝賀会というのが議論になりました、合格者を全員お呼びして、法曹会としてお祝の会をやったらどうだろうか、先輩や若手の者にてできるだけ集まってもらって、合格者祝賀会をやったらどうだろうか、これを現在考えております。丁度一二月四日中大法曹会の幹事会兼忘年会を実施しましたが、そこできただけお呼びしようと、これは実際に呼び掛けました。実際は、五名ほど出席されました。それからたまたま大学主催の合格祝賀会を多摩でやりました。私も猪股さんと一緒に行って諸君に話をしました。あのときは六〇名位来ていました。

**猪股** 前はですね。

**野宮** 私は、この諸君にも、挨拶の機会に、中大法曹会としては是非こういうことをやりたいから、そういうときには参加してもらいたいという発言をさせてもらったんです。タイミングは具体的にいつやるかということも協議していますが、研修所に入る直後とかいうタイミングがいいのじゃないかというのが、中津事務局長ともご相談し

ながら、いま考えている一つの例でございます。そういうことでございますので、是非先生方の貴重なご意見をこの際出したい。ただきたいと、大学の法職講座、それから法学部カリキュラムの体制についての、指導員の派遣などについて具体的に協力いただければ有難いと思います。

**松井** 合格者の激励会、祝賀会の問題は、いろいろ経過がありまして、古い時代には中央大学自体がやっておったようなところ、ところが、いわゆる法科万能主義といったようなものに対して、万能主義じゃないのだけれども、どこかに一種の嫌味みたいなものやなんかがあって、そのうちに大学自体が祝賀会をやるといような形態がずれてきたわけです。私が研修所の教官になったのが一六期の後期と、それから一七期、一八期、一九期を持つようになるのですが、一七期の教官になったときに、大学はお祝いの会をやっていないなかったから私は研修所の各クラスを連合させて、自らお祝いの会をやるような形を神田でやって、そこへわれわれは金一封を持って行って上げるといやり方をやりました。その後、今の状



態というのは、学研連がお祝いをやる。学研連がお祝いをやると三十何名とか、今年のあの状態です。それから大学でまた向こうでやる。そうしますと指導者になる法曹の先生方は、いわば法曹として中堅どころになって非常に忙しいわけですね。学研連がまとめてやろうといったのも、たとえて言うくと、学員会の副会長をやっておりまして、学研連の団体が幾つもあった、その一つ一つに回って行くのが大変だからというので、学研連でまとめてやるというので、やるのと、また、しかしそれはそれで、大学も研究室でもやるでしょう。だからそのお祝いの会のやり方というものは、よほど考えてやらないとすつきりかないのじゃないかと思えます。

それで研修所を終わって社会へ出ても、社会の一般の人と手を握っていくという行き方が必ずしも(笑い)これは私だけかも知れないけれども、中大の人達はうまくないと言いますか(笑い)、それではみんながそうかと思つて行つてみると、やっぱり仰つておられる人は非常に上手にそういうことをやっている。その辺のところを研究室とその他で、研修所へ入つた諸君に、本だけ読んでおるのが弁護士として、あるいは判事、検事でも同じだと思つたのですが、大成することじゃないのだということを先輩が教え込まなければいけないのじゃないかと思つているんです。

鈴木 祝賀会のことなんですけれども、実は中大法曹会主催で云々という話は、合同で行くかいろいろあるんですけども、誤解のないように申し上げておきたいんですけども、いわゆる学研連とわれわれが通常言つておりますのは、玉成・真法・正法・中桜・瑞法・済美の六団体なんです。ところが大学で言つていますのは、学研連棟に入つている研究団体を学研連と称するわけです。ですから一二団体なんです。そうしますといわゆる学研連が合同して祝賀会をやるにしましても、これは六団体だけなんです。そうしますと六団体以外の研究室に入つている方は、その各研究室独自に祝賀会をおやりになつておるかどうか分かりませんが、もし、独自に合格祝賀会をやつておられないとしますと、その関係の方と、広い意味での研究室と称されるものにも所属されていない方の合格者が全部欠落するわけです。それを全部含めていくのは中大法曹会しかないわけですね。ですからそういう意味も含めまして、執行部として真剣にご検討をたまわりたいと思つています。

話ができるようになって、今度は中大法曹会へ来なさいということ came した、うまく網に入れないと、いろんな会合が開かれても、一人ぼっちという状況になってしまわうわけですね。

**稲田** 今の話に関連しますが、合格直後の祝賀会も結構だと思いますが、弁護士になってからの二、三年ぐらいの人達に、PRを兼ねてそういうところに参加してくれという呼び掛けをやるのもいいと思うんです。一つは広報活動ですが、どのくらいの人が集まるかというものはあるにしても、そういう活動の一環として若い人達を吸い上げる。そういう人達も、何かやってやりたいという気持は持っておられるはずですよ。法職過程もその一つですが、それ以外の一般学生に対して、文化祭であるとか、クラブでどういう活動をやっているか、たとえば町に出て法律相談をやるといふ企画も中にはあると思うんです。そういうところをタイアップして、若い人達に、こういう行事をやって、法曹会で後援しているから参加をしないよというような形で、広報活動をやる。全員に出さなくても、もうこれは

三年目までとかいろいろな活動であれば、その金をかけなくてもやれる範囲は幾らもあるのじゃないかと思えます。

### ■ 広報誌の発行回数と横の連絡について

**猪股** 有難うございました。広報活動について、先程深沢先生のほうから、広報活動の強化という意見もありましたし、稲田先生から違った面から提案がありました。いま私たちの広報活動と言えば、二年に一回の「中大法曹」の編集を会報編集委員会でやっております。それ以外は格別のことをやっております。

学員体育会では、毎年一回、南甲倶楽部では機関紙を年四回も発行しています。私たちの広報活動が、会報編集委員会がやっているようなやり方だけで十分なのかどうか、世の中は目まぐるしく変わっていますし、大学のほうも変わっているから、そういうことのためには、薄くてもいいから木目の細かいものを頻りにやって行く必要があるのではないかなということをお考えいただけます。これについて、幹事長は如何

ですか。

**野宮** 司会者の猪股先生は、会報発行の責任者をやりましたし、四〇周年記念行事実行委員会の記念特集号編集部長を担当しているわけですし、先生年来のご主張であることは承っており、趣旨としてはよろしいことだと思っております。差し当たり、当面、今年度は四〇周年記念で、今年五月をめどに特集号(第十三号)発行の計画がありますし、それから平成四年度は、平成五年の五月の総会に、通常の会報を第一四号として、これは一〇年前の三〇周年のときも同じだったわけでございます。今のご趣旨は、更にこれを強化する意味で、毎年発行、それから中間で薄くてもいいからお話でございますから、これは考えてもいいのじゃないかと思えます。いわゆる「中大法曹会ニュース」というような斬新な感じのものは考えてもいいのではないかという気がいたします。今後はこの辺の編集方針を、もう少し目的に沿ったコンパクトなものしながら、総合的に考え合わせて予算面でも関連して検討をしたいと思えます。

**鈴木** 毎年会報を出していくことになりま

すと、財政上の問題、委員会の構成問題とか、いろいろご苦労も多いと思うのですけれども、大学の現状がどうなっているか、学部改革の問題、それから大学院の改革問題も現実化しているわけです。そういうことについて中大法曹会・大学に関心が強い先生方でも、今ということが行われているのか、分からないというのが実態なんです。それで、大学の広報誌である「HAKUMONちゅうおう」に学部改革の問題について、まだ中間的なもので確定には至っておりませんけれども、広報的には出しているわけです。今度は大学院の改革問題が現実化するということで、高窪教授が大学院の法学研究科委員長に就任されて、即刻現実的検討を行い、平成三年一月六日付のものですが、討議資料として、「大学院制度の改革に関する問題点」のとりまとめを行っておられます。恐らく、これをベースにして、今後いろいろ大学院大学の構想を練って行くのではないかと思います。現実化に向っているようなこともありまして、そういったように大学の現状についても、会員の方々にご理解いただく意味で、特別

版を出すというのも一案ではないかと考えております。

**猪股** 増田先生、どうぞ。

**増田** 先程、神先生がおっしゃったのは、自分は一匹狼といえますか、いわば学研連出身ではないということなんでしょう。

**神** はい。

**増田** 今までのお話で、法曹会の会員が多いのに、あまり参加しない会員が多いのは、学研連の出身の方でない人が、横の連絡がないとか、学生時代の仲間がいないということまで出席されないだけで、関心がないわけじゃないと思うんです。今日の出席者の先生方を見ても、みんなどこかの研究室の出身の先生なんです。だから研究室出身でない方も、何とか参加していただくような方法を考えないといけないのじゃないかと。去る一〇月八日の四〇周年記念行事などは、二〇〇人以上の会員のうち、一割程度の二四〇名ぐらいしか参加していない。あれだけ呼び掛けて一割というのは、困ったものだと思っっているんです(笑)。だから神先生のような人は貴重な存在で、できるだけ学研連以外の先生方にも参加するように

働きかけたほうがいいと思うんです。

**中津** 研修所を卒業して法曹になる人も、

中大在学中は横の繋りは少ないわけですから、研修所の同期生ということで、同期会を作ってもらって、それを法曹会でバックアップする。各期ごとに中大法曹会を作っていけば、別に研究会ということで繋っていない人達も、同期生として集めることができる。しかし修習生にただ任せておいたのではなかなかうまくいかないから、法曹会がバックアップするという形で、各期の会を積み重ねていけば、しっかりしたものができていくのではないかと思うんです。

**鈴木** これは二、三年ぐらい前からみんな切れちゃったんです。実は先程の話に戻るけれども、指導担当の若手を糾合するという意味で、東京周辺の修習生に幹事役になってもらい、連絡を密にして、チューターの派遣に協力して欲しいということ、二期ぐらいまでは、うまくまとめ上げるような形で、いろいろやっておったけれども、その時々の人材といえますかね(笑)。

**中津** 大事ななのは世話人です。

**鈴木** 世話人になる人がいませんのでうま



くいかないんでね。そういうことですから、中大法曹会として、正式にバックアップ体制を取っていただいて、飲む話はある限り健康的じゃないかも知れないけれども(笑い)、たまには寿司でもつまみながら、懇談するといったような機会の中で、うまく横の連絡を取っていくことも、現実的にやるべきではないかと感じております。

稲田 そのことに関連するのですが、松井先生が教官のときに、ぼくら一七期もお世話になったわけですが、先生のお話のとおり、私どもの時から大学主催の祝賀会が無くなってしまったんです(笑い)。それで憤慨しまして、一番多く受かった年でもありましたので、各クラスから代表委員を出して、委員会を作ったわけです。中津先生なんか旗ふりをやりました。松井先生が扇動したのかも知れませんが(笑い)、大学でやってくれないなら自分たちでやるという事になったわけです。そこで確か各クラスの委員会が協議をして、謝恩会という形ですることにしたんです。先生方のお蔭で受かりましたということで、総長以下全員に招待状を差し上げたわけです(笑い)

これで大変な金が集まったわけです。多分それまでの祝賀会の中では一番盛大なものになったと思います(笑い)。

松井 ぼくはY君に、君、連絡取って、やれって言ったんですよ(笑い)

稲田 それでいい意味での効果といえますか、副次効果が、今も話題に出た横の連絡がものすごく密になったと思います。今でも一七期は結束をしているのですが、そういうことを契機として、いま鈴木先生が言われたように、まとまっていく必要があるかも知れません。

#### ■会則の目的を達成するため に若手が確保されているか

猪股 会則では「中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする」というたいへん高い理想・目的が掲げられております。最近の中大法曹誌には「発達」と書いてあるようにすけれども、これは「発達」が、いつの間にか「発達」になったので、間違いでございますので、訂正していただきたいと思えます。

いま大学問題委員会と、法職教育検討委

員会という二つの委員会が、この目的に向けて検討し実践活動をしているわけでございます。法職教育検討委員会では、法職講座を中心に法職教育について強力なバックアップをしているという評価ができるだろうと思えます。一方、平成五年四月には法律学科の授業科目が大幅に改正されようとしています。その中で、これは法律専門科目として、憲・民・刑の司法演習、それから七科目の特別講義に若手法曹に講師をお願いするという案が出されております。これについては、法職教育検討委員会でも検討されることになると思いますが、具体的にいうと、どのくらい若手が確保される見とおしですか。

鈴木 実は過般、カリキュラム検討委員会のほうで、大体の大筋の改革案は、教授会を通したらしいんです。ただ、細かい点になりますと、まだ正式に皆さんに配付申し上げる段階にない……。

依田 これはもう来ているでしょう。

鈴木 いや、いや。

依田 僕はみているけど。

猪股 それは「H A K U M O N ちゅうお

う」でしょう。九月二〇日に策定していただきます。

**鈴木** 策定して、それがまた変わるとかいふ話があるようなんです。そういう意味で申し上げたんですけれども、最終案としては、ほとんどそのとおりになるのではないかとということなんですけれども、カリキュラムの問題について、特にわれわれの一番の関心事である法学部法律学科のカリキュラムの中の、必修科目をどうするかということについての議論を早く詰めて、結論を出そうという段階にまで入っているようなんです。問題は、その中に司法演習という形で、OBに講師を依頼して、そして一年の後半から二年にかけて、半年ぐらいのペースでこれは、正式な単位になるわけです。単位は二単位をもらえるようですけれども、そういうようなことを現実に、来年の四月から実施に踏み切ろうということで、大綱はほとんど決まっておるわけです。そういう意味で、法学部長のほうからも、内々、いづれ中大法曹会のほうに講師の派遣について依頼を申し上げることになるので宜しく、というお話をいただいているわけです。

ただ問題は、いわゆる若手法曹というような意味での位置付けだけなのか、司法演習といいますがどういう演習をやるのか、憲・民・刑を全部取れるのか、あるいは憲法なら憲法、民法なら民法だけに絞って受講させるのか、そういう細かい議論がまだ正式に詰まっていないみたいなんです。ですからその辺のところが、大体ある程度はつきりした段階で、どの程度のクラスといえますか、どういう人材を派遣したらいいのか、その制度の趣旨に合った形で検討をしていきたいと思います。難しいのではないかとということで、具体的な議論に入っていないわけです。ただいえることは、少なくとも来年の四月から現実に司法演習というものを、正式なカリキュラムの中で講座を持つということになりますと、夏場前にある程度講師の候補予定者を決めまして、それで教授会なり、しかるべき教授との間でいろいろと議論を詰めながら、どういう講義にしていくなのか、どういう位置付けでいくのかということ、検討をして行かなければいけないのではないかと思います。いきなり四月になって、「はい、お前行っていい」

じゃ、バラバラになってしまいますから、このような作業も恐らくは、大学問題委員会や法職教育検討委員などで正式に話が出ると思うんです。ですからその辺に対する中大法曹会としての司法演習取組についての意見なり、考え方をある程度集約していただいておりますと、いざ出発のときに非常に難しくなるのではないかと思います。

**猪股** 先程、北村先生が数が多い悩みだということを言われましたけれども、だから幹事なり、また選ばれたチューターは、代表選手という位置付けになるだろうと思います。代表選手というのは、常に、いつまでも代表選手じゃなくて、ときには後進に道を譲るといふ意味で変わってやらないと、マンネリズムがいつのまにか支配する、情性に流されることも配慮しなければいけない。特に法職教育検討委員会、法職講座については、有能な若手を全部網羅しながらこれを登録する。そして二年に一回、または四年に一回投手を交代して次をあてる、そういう組織づくりを検討する必要があると思われませんが、如何でしょうか。

松井 それは研修所の教官と同じじゃないですか。

猪股 はい。

松井 三年以上はやらせないで、一年では経験が足りないよ(笑)。

鈴木 大学側では実務法曹をお願いするわけですから、それぞれ大変お忙しいであろうから、二年、三年にわたってお願ひ申し上げることはとうていでき得ないだろうと、従って半年なら半年お願いして、投手交代しながら、あるいはむしろ一期ぐらいは留任でもいいんでしようけれども、サイクルで回していこうというのが基本的な考えのようなんです。ですから、やはり講師陣の裾野をきちつとしておきませんと対応できなくなってしまうので、これは非常に深刻な問題が出てくると思います。

これは後で議論になるのかも知れませんが、特に学部改革の中で、国際法律学科の定員を一六〇名にしたという原因が、従前の法学部の正式な定員が八〇〇名なんです。文部省の関係で臨時的に一六〇名増やして九六〇名になっているわけです。そうするとこれは臨定ですから放っておきま

すと、いつの日か八〇〇名に減らされる可能性があるということも背景にあるようにございます。それで新学科を新設して一六〇名にして、それで八〇〇名は従来どおりの位置付けになっておるようでございます。この八〇〇名を対象に司法演習を全部やるということは、これは当然不可能なんです。従って、現在考えられているところは、大体八〇〇名の中の一五〇名程度、一クラスを一〇人か一五人にするか、多くても二〇人だと思っただけでも、その程度の人数のクラス編成をして、司法試験合格に向けて強力なリードをしてもらいたいというのが、大きな趣旨のようです。

#### ■若手は法職教育に協力する姿勢を持つているか

猪股 中津先生は昨年まで法職教育検討委員会委員長ですが、その場でやはり若手法曹は、法職教育について協力をしようという姿勢がありますか。

中津 基本的にはございます。現在中大法曹会の法職教育検討委員会が、法職講座の下請機関みたいな形になっておりまして、

今年度中村茂八郎委員長が就任しています。現在、丁度曲がり角みたいなところになっていて、単に法職講座を応援するということを超えて中央大学における法職教育のあり方そのものをどうするかという高い次元の話に移っていくことになると思います。そういうことにどれだけOBが協力できるかという議論が中村茂八郎委員長の下で委員会活動としてグッと動いていくと思います。

鈴木 法曹養成大学として如何にあるべきかという位置付けで検討がなされているのではないかと。そうなりますと当然大学院の改革問題も視点に入ってくる可能性があるわけですね。

#### ■大学問題委員会は諮問を受けて意見を出すだけでよいのか

猪股 さて、ここで大学問題委員会について触れましたけれども、元は特別委員会として、大いに関心を持って、松井先生などが中心になってやっていただいたわけです。その後「特別」を取って常置委員会になって久しいのですが、これは諮問を受けて答



申するというふうになっているやに考えられますけれども、委員会が自ら大学問題について、調査したり検討したりして活動をし、機能を高めるべきではないかという意見もございます。当初の特別委員会の頃の活動を踏まえて松井先生にお話しいただきたいと思います。

**松井** 当時は諮問に応えるという形を取っていた。丁度その頃で言いますと、大学は問題をやらんでおって、例の学生騒動やこれを越えた問題で、これをどういうようにやっていくべきかという意味で、大学問題委員会ができたのです。そこで、諮問に応えると、そのためにはどんだん常置委員会を開いて、法学部の教授やいろいろな方に来ていただいて、実体を調査して、そして意見を出すという形だったのですが、それに尽きる問題ではないのですが、みんな忙しいわけです（笑）。要するに自分の仕事をこなしていくという立場と、そういうこととの関係で、どの程度にこなせるかという問題であって、もちろん目を光らして、諮問以外のことについても、委員会自身がこういう問題点についてどうだということ

で意見が言われるぐらいに構成されれば、もちろんそのほうがベターだと思うのですがね。

### ■今後の大学問題委員会のあり方について

**猪股** 今度二八日に大学問題委員会主催の会合がありますが、現在の執行部は、大学問題委員会に対して、どういうことを中心に諮問を出されたのですか、幹事長が考えておられる「これからの大学問題委員会」について、幹事長から発言をお願いします。

**設楽** その前にちょっと発言させて下さい。

**猪股** それでは設楽先生どうぞ。

**設楽** 私が引き継ぎましたときは、大学問題委員会は諮問を受けてやる、ということに引継を受けているんです。それは何故かと言うと、いま言われた大学の騒動問題の後、一〇〇周年事業があったでしょう。それに対する答申にかなり時間をかけていて、それがいつの間にか諮問を受けるという形で定着をしていたようなんです。ですから私も、先生方からいろいろな意見がありまして、既存学部の改革についていろ

う大学でやっているけれども、われわれはできるだけブッシュしようじゃないかと行って、当時法学部長の外間先生あたりに申入れても、今検討中で近くまとまる見込みなので、もう少し待ってくれと言われたんです。ですから大学問題の委員会は、やれないわけです。今度は、改革案がきまりましたから幹事長に大いにやってもらいたいと思います。以上でございます。

**野宮** 設楽幹事長から引き継いだときに微妙な時期でありまして、四〇周年記念事業のこともありましたので、時間としまして、頭がなかなか回りませんでした。副幹事長や事務局長がしっかりしておりますので出来ました。結論から言うと、現在の執行部は就任早々諮問を出しております。その問題点は三つございまして、(一)は「現在法学部が進めている学部改革試案について法曹会としての意見はどうか。」ということが一つであります。これは法学部の改革問題で、カリキュラムを中心とするテーマでございます。(二)番目に「大学が創設準備を進めている新学部(総合政策学部)の教育内容とこれに対する財政負担について、

法曹会としての意見はどうか。」これをや  
ってもらって会員に新学部の普及をしたり、  
ご意見があれば必要に応じて意見を具申す  
る答申をして欲しいということでありまし

三番目は、冒頭で司会者がお話になりまし  
たような「中央大学基本規定」、いわゆる  
寄付行為に関する研究会を、小委員会を組  
織してやっていただきたいということでご

ざいます。総長・常任理事・理事・評議員、  
特にその選任方法についての問題が多いと  
いう点も述べ、これについて、法曹会とし  
て検討すべき点はないか。としております。

その中で、特に「法学部のカリキュラム  
の改革問題」を中心として、就任早々、昨  
年の何月でしたか。

増田 九月二〇日です。九月二〇日の第一  
回委員会で、各委員会の委員長、副委員長  
を決めるときに諮問したということです。

野宮 諮問の日はそのとおりでございま  
す。それからいま申し上げようとしたのは、  
就任早々七月九日に、駿河台記念館にて、  
当時の、外間法学部長以下六名のカリキュ  
ラム委員である教授の皆さんから、説明会、  
意見交換をしたいというので、中大法曹会

の執行部と、合わせて司法研修所、現・元  
弁護教官十五名が集まりまして、意見の交  
換をしたことがあります。

カリキュラムについては非常に問題が多  
いようで、後で詳しい方にお話しした  
いのですが、法学部内のカリキュラムの改  
正検討委員会というのがあったのでしよ  
うか。

鈴木 あります。

野宮 今でもあるのでしょうか。

鈴木 あります。

野宮 この中に法学部法律学科の学生、現  
在は、臨時増員を含めて九六〇名のうち、  
司法試験に合格するのは一〇〇名内外であ  
り、その外の学生・卒業生は(就職のため)  
企業のほうを向いている、あるいは行政庁  
を向いているから、司法試験のコースばか  
りを考えておられないというふうな、ご尤  
もと言えはご尤もですが、われわれは伝統  
ある母校の後輩に法曹のよき後継者を求め  
たいという法曹会の立場からすると、いさ  
さか心細いようなご発言がありました。も  
う少し鈴木康洋先生のおっしゃった司法コ  
ースという面に力を注ぐ必要があるのじや

ないかという意見も申し上げたことがござ  
いますので、その延長線で意見交換をやる  
というのが、今度の一月二八日の意見交換  
会ということです。

猪股 いま幹事長からお話ございました  
けれども、中大法曹会が大学に提出した意  
見書というのは、大分具体化されてきてい  
るわけです。「母校創立百周年記念号」は  
一九八五年(昭和六〇年)五月の発行にか

かるものでございますが、これは当時、大  
学問題委員会が精力的にいろんな部会を開  
いてまとめたものです。これが提出された  
ときにはなかなかはっきりした対応とい  
うか、反応がなかったわけですね。ところがそ  
の後、教職側、法学部教授会で真摯に、真  
剣に検討を重ねた結果、意見書のかなりの  
部分を取り入れて、現在の新学部創立や法  
学部改革に生かしているということが言え  
ると思います。そこで、意見を出した大学  
問題委員会とすれば、諮問に答えた意見が、  
どのように生かされているか、どのぐらい  
具体化されるのかを見守っていかなければ  
ならないと思います。そのために、年に一  
回以上教授との交換討論会をやらなければ

いけないというような意見もございます。

そういう意味で、大学問題委員会は、諮問ばかりじゃなくて、日常活動を通して積極的にすすめていく必要があるという気がするわけです。今度諮問された三つの問題が、

「法学部のカリキュラムの検討」、それから「総合政策学部の内容について意見交換をする」。それから「基本規定の改正についての問題」とくに「評議員の選任、それから選出方法」、ということなんです。

今たまたまこの中で二つが具体的に変わってきたわけです。三つ目が「中央大学基本規定」、つまり「寄付行為」の改正問題について検討することになり、いま、学校法人中央大学理事会のなかに、検討懇談会を設けましたが、繩稚先生、これについての将来的な展望といえますか、中大法曹会がまず検討をする前に、さわりの部分でも発言していただきたいと思えます。

**繩稚** 基本規定の改正問題についてこれから検討をしていくわけです。先程猪股先生が言われましたように法人理事会の中で、まず問題を整理・検討して、そこから始めようじゃないかということになりました。

具体的には確かにいろんな問題があります。

評議員の数、選任の問題、あるいは決議機関か諮問機関か、その他収益事業のことについても、私立学校法は収益を目的とする事業を行うことができるとあり、基本規定は収益事業を行うと規定しています。早稲

田大学はホテルを建てて収入を上げるとかいらわれています。中央大学の入学金等の収入が約二〇〇億円あるが、人件費が同じぐらい出て行く。こういうような財政の不健全性を直さなければならぬ。そのためにはどういふふうに大学の健全財政や活性化を図るかという、いろんな問題もございまして、収益事業を出版業と生命保険業務に限定していることや、学校会計の予算は、別個の会計に区分せよとか、いろいろ細かなことも改正すべき点として多くあるわけです。それを何も手を付けないでほったらかすのはどうかということで、理事会の中に学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会（委員十一名）を設置してそこで検討していこうということ、本年一月二〇日の午後三時に、この記念館で第一回の会合をやるわけです。

なにをやるのかといいますと、まず問題を拾い上げるということで、それができたら、それをどうするか。概括そんなようなことで、これは猪股先生が説明されるのが筋だと思えますが、私から説明しました。

### ■評議員問題について

**猪股** 有難うございました。そういうことで評議員会についてもいろいろ問題がございまして。評議員の選任の問題についても、いちどなつたらなかなか辞めないということとで人事が停滞する。後進がやりたくても全然ポストがない。更に二〇〇名じゃ多すぎるという意見もある。どういふふうにこれを改革していくかと、これは大きな問題としてクローズアップされています。設案先生もそれについて意見もございまして、評議員の問題についてご発言いただきたいと思えます。

**設案** 評議員問題は学員会や評議員会でも出ております。地方の先生がおっしゃることは大学の入学試験問題がむつつかしく、二代続いて中央大学に入っているも、三代目は駄目だと拘子定規にいわれてもそれは



困る、そういう場合はとにかく後で落っことしてもいいから入れてくれる制度がつくれないかというようなことで、大分ご不満のある向きもあります。しかし、いま編集委員長が言われたように変わらないうえね。その点がやはり一番問題だろうと考えております。それから同時に新しく起きた問題は、各卒業年度の同期会といいますが、支部会ができて、最近、去年卒業ですか、一昨年と、一つ二つで始めました。かなり人数が多いわけですが、そういった人達の発言力、活動力の可能性を評価し、このようなグループを含み、若い働ける人が評議員になれるようにしたらいいんではないかというご意見があるんです。ところが現実ほとんど大きな支部会で、そのころはいつも指摘されておりますが、法曹会、南甲倶楽部、体育会といった大きな支部会が、握ってしまっているといわれているわけです。

しかし評議員の選任方法を改めるということは、事実上大変なことで言うべくして極めて困難といわれております。私が密かに考えておりますのは従来の方法を急変す

ることは無理として、地方の意見を吸収するため、地方の職域団体、地域団体を八ブロックなら八ブロックに分けて、そのブロックから何人かを交代で出す、たとえば、日弁連の副会長ですか、地域によりブロック別に副会長が選任されることがあります。そういうような何かルールを作りまして、万遍なく各地域の支部会から交代で出す、そうすれば案外公平感が持たれるのじゃないかという感じを持つわけです。そうすると既存の法曹会、南甲倶楽部、体育会、その他が、総員二〇〇名の枠内でやりくりしなければならぬ。これがまた大きな問題じゃないかと思えます。それにプラス今まで評議員の地位でおられた先生が、急に辞めるということは非常に寂しいことは分かります。従ってそれを待遇する意味で、名誉評議員というような制度を作って、処遇することはできないかという議論があります。大学当局も各大学の基本規定を取り寄せ調査しているようですが、そういうシステムでやっている学校は確かにあるんです。それで、名誉評議員は、大学ではそれを依頼すると、何を依頼するか分からないけれど

ども「大学として処遇する」旨を規定してものもあつて、それぞれ苦勞されておるわけでございますから、先生方の英知を頼りにしておりますので、名案を工夫してもらいたいと思います。

猪股 依田先生、評議員についてシャープな意見を、どうですか。

依田 これは七〇歳になったら辞めるといふことです。こういう意見はまずいかな。  
中津 いや、それは立派な一つの卓見ですよ。

依田 そうなると私ももう二、三年で終わりですけどね。

設案 やつぱり八〇歳になったら辞めるとか決めるといいわけですね。

松井 再選をしないということですね。

設案 何かそういうことがあるみたいですね。

依田 いや、八〇歳じゃ遅いですよ。それでは若い人は入れないですよ。若い人を入れるには、七〇歳になったらもう再選されないということが、最大の方法でしようねえ。私は実は一弁の評議員で、年取った先生に辞めてくれといつても、なかなかうん

と言ってくれないで苦勞したことがあるんです。だからもうこれは定年制を設けるしかないです。教授のほうは七〇歳になると定年になって評議員になれませんか、学生のほうもそういうふうにすべきだというのが私の意見です。

### ■ 学員会協議員会の 活性化について

**猪股** それではここで学員会・協議員会の活性化について、さわりの部分に移りたいと思います。学員会の幹事、いわゆる協議員を現在は八〇〇名まで増やして、そして活性化を図ろうとしています。この活性化も問題です。これもなかなか交代ができないので、やはり若手を登用するために増やしたという一つの経過があります。松井先生は学員会の副会長も経験され、会則改正の問題も手掛けてきましたが、そういう経過だったわけです。ところが増員したからといっても、最近の学員総会、協議員会ではそんなに出席者が増えていないというのが事実であります。これは中大法曹会と全く同じことだと思うんです。ですからやは

り協議員会の活性化を図る。そして機能化させる。そのために中大法曹会が推薦した協議員には、ただ出してやる、推薦するだけではなくて、協議員を通じて学員会そのものを活性化する、そのために、いろんなことをやらなければならないということですが、この点について、事務局長はどういうふうに考えますか。

**中津** 私も一〇年以上前に協議員にしていただけまして、協議員会には余程のことがない限りは出席しているのですが、出てみても、参加する喜びがないんです。先輩のほうから全部スケジュールが決まっております、会議進行中思いつきで手を挙げて、「はい」と言っても悪いわけではありませんが、あの何百人もいる会合で、仮にその場で自分の考えたことを言ったって、それとても收拾がつかないでしょう。だから出席率云々、あるいは活性化云々という問題は、やはり私も協議員になった人間に、たとえば、お前はこれをやれとか、こういうことをこうしろとか言っていたら仕事を与えてもらおうというか、発言する場面を与えてもらわないと、並び大名で並んで

いるだけで、どうしようもないということじゃないのでしょうか。確かに協議員には私どもの世代の仲間が沢山おりますから、そろそろ手を挙げようかといっているんです。たとえば、三〇人ぐらい仲間を集めて、一つの提言をすることは、協議員として可能ではありません。しかしそれを今突然やったら、恐らく混乱してしまつて協議員会が成立しなくなつてしまうのではないかと、いう心配もあるのですが。

**繩稚** 何時でしたか安藤章先生は、「箱根駅伝を強くする会」を取り上げて発言されました。あるいはもつと司法試験に合格させるように、学員会でバックアップしようということなど沢山ございますが、そういう発言は時々耳にするだけで、予算、決算は全部幹事会、常任幹事会で決められているし決まっていますが、総会だから意見をいえばよいのでしょうか、出て行つても何もすることがない。たとえば中大法曹会に、第一回の定時総会に新しい新入会員をお呼びしますが、ほつておいたら、誰も来ない、ある年度の執行部のときはゼロだったときもあるし、ある執行部のときのように二〇

人も集めたときもありました。協議員会もこんなことを発言したって仕様がないうことで、出てこないのではないですか。協議員会が活性化を目的とするならば、何かをやらせるような魅力ある協議員会にしない限り、法曹会も同じです。出てこないものは仕方がないといってそのままにしておいていいかどうか、考えなければならぬ問題かと思えます。

**中津** 今のまま學員に対し大学に出てこいといつても、仲々出てこないと思います。出てくれば出席甲斐のあるように中大学院の体質改善していかないと、積極的な参加は望めないでしょう。法曹会もまさしくそうでございます、法曹会がなかなか裾野が広がっていないのは、新入会員は、それでも曲がりなりに何人かは一度は来るんですけど、もう次からは来ないんです。何故だと聞いてみますと、行っても大先輩ばかりでは、自分のいる場がないと言うんですね。「いや、そんなことはないよ。一回、二回はそうかも知れないけど、三回、五回と重ねていけば、顔見知りの先輩も出てきて、それで、またいろいろなお話もでき

るようになる。それを一年で止めたら駄目だよ。辛抱しなければ駄目だよ」と言うんだけど、まず二年目から若い人は来ないですね。

**松井** 最低三年は継続しなければ駄目ですねえ。ねばりがあるかどうか(笑)その問題ですよ。

**猪股** 協議員の活性化については、これは中大法曹会を活性化するよりずっと難しいということが言えようかと思えます。で、今、學員会の常任幹事会では、それぞれ部会を持って、この活性化について検討が進められているということでございます。幹事長としては、中大法曹会推薦の協議員全員の会合を開いていただく事になりまして、まず、その意見を聞いて、協議員活性化のための方策を検討されたらどうかと考えております。

**野宮** 本部のほうの基本的な活性化の点も是非参考にしたいと思えます。

**設楽** 私はさきほどの選任評議員の定年の話ですが、定年制も一つの方法ですが、何歳定年という方法ですね。この間、私はブラジルに行つて、ある弁護士に会つたら、

自分は定年で辞めたと言ってます。それでまた、ある人はまだ弁護士をやっていると仰うんです。定年は三〇年間だと言ってます。年間定年なんです。遅く入つても、早く入つても三〇年間で終わつてしまうんです。私は若くてやつたから、五四歳で定年ですと言つておられたのですが、評議員の定年の一つの方法で、何回までできると、それと定年とをうまく合わせればいいのではないか。

**鈴木** 回数制限ですね。

**全員** (笑い)

また復活ができる回数制限なんです。

**設楽** そうなんです。一回一休みみだけしてですね。

**松井** そうなんです。

**中津** 少なくとも一回一休みするということですね。

**猪股** パスした分を他の人にやるんですね。

**依田** 連続しないと駄目ですよ。途中で辞めて、また復活というのは、良くないです。一度辞めたら大学の事情がわからなくなると思えます。

**松井** それはやっぱり基本的に言うと定年



制は結構ですよ。しかし、そういうことをやろうと思ったら、やるほうが知恵を持たなければ駄目です。うちの大学じゃないですが、一億円以上寄付したら校資にすると、校資規程の大学があるんです。校資は、大学の正式行事に招待される、たとえば、卒業式、それから記念会。そういう規定がちゃんと載っているんです。中央大学には一億円以上寄付したって、それを処遇する規定があるでしょうか？校資にしようよ、名誉評議員としようよ、何でもいいですよ。若くて評議員になった人が能力を持っていくかというよ、必ずしもそうでもありませんよ。ぼくは八〇歳に定年にしてもらったら困るとか、そんなものはないですよ。定年は結構だし、大体が伝統でいうと、いわば評議員は世襲的だったんです。それから古い人が知恵がなくて若い人が知恵を持っているかというよ、それでもないんです。それはいいけれども、それで定年制に変えていくのは、評議員になりたがるのだから、それは結構なんだけれども、そうしたらその人達をどういうように処遇するのか、名誉評議員という制度は、そんなのは学校法

人法にはないですよ。然し大学がしかるべき処遇を考えるのは別問題です。あの多摩の大施設を見に、文部省の役人が来て、何と言っていたかというよ、官学は私学ははとも及ばないと、われわれが丁度理事をやっているときに、それを見て回って、官学は私学にはとてもかかないませんというのです。だから今度は教授陣が充実して、官学は私学にはかなわないよ、ハーバードは私学ですけどハーバード並みに、中央大学には官学はかなわないよということを文部省に言わせなければ駄目です。だからそれは評議員の資格に定年を設ける。それはそれで結構です。若い人がどんどん出て行くというのは結構。しかし、二〇〇名を推したというのは、それはそれだけの歴史があり、そのための必然性があつたわけですよ（笑い）。評議員もしかりです。評議員だつてもっと増えていいと思います。私はこの幹事会だつて、幹事なんてのは会員の二割ぐらいに増やしてもいいと思つています。何か肩書が付いて、お前骨折つてくれよということではなければ、みんな関心を持たない、熱意を持たないですよ。時

世はどんどん変わって行つておりますから、だからそのところを考えていつたつていいのじゃないですか（笑い）。  
**猪股** 関心を持たせるためには、やはり肩書が必要だということですか。  
**松井** それはそうですね。  
**依田** 定年制の問題について付言したいのですが、制度というものはいい面と悪い面とがあるわけです。定年制度もそうです。ぼくは松井先生を尊敬しているし、年取つておられる先生のうちにも立派な先生も多数いらつしゃいます。そういう人にはやつてもらいたいんです。しかしそうしますともう年取つて大学のことは何もわからなくなつた人にも辞めてもらえないわけですよ。ですから若い人でなくてもいいんだと、活性化なんていうのはいらなんだということであれば、何も定年制なんかは要らないんです。けれども、若い者も入れて活性化しなければならぬから、定年制が必要なんだということです。確かに定年制にはマイナス面もあります。制度ですからマイナス面はあるんです。だがマイナス面だけを非難してたら改革はできないのです。そう

という意味ですから、どうか誤解のないよう  
にお願いいたします(笑い)。

### ■会財政について

**猪股** さて、先程も会費の問題が出ました。会費は会財政を支えるものでございまして、会報を紐解きましたら、当初はポケットマネーで財政を賄っていたと、それが昭和四八年ぐらいに、会費は一〇〇〇円。しかし、この会費というのは、幹事になった方だけの会費なんです。現在は、会則上ではございませぬけれども、幹事会が発議して、幹事会の承認を経ると、今は年額一万円となっております。これは現在は、幹事以上の会員についてのみ負担させているというのです。果たしてこういうことで法曹会に関心を持たせ、そして会報を発行し、さらに会活動を活発にできるのか、この会費と会財政についてお聞きしたいと思います。

**深沢** 質問にわたるかも知れませぬけれども、評議員の活性化の問題に関連して、先

程設案先生のほうから、学員会でも、法曹会、南甲倶楽部、体育会等が幅をきかしているような話がありました。各会のそれ

ぞれ幹事さんもいらつしやるんだろうと思  
います。学員会の幹事さんたちが、定期的  
に協議をする場というか、心を開いて話  
合うような場というのはあるのでしょうか。

**設案** 一般的にはないのですけれども、大  
学の基本規定によると役員選任の場合に、  
学員会が推薦していくグループがあるん  
です。すね。

**深沢** それがまた問題です。すね。

**設案** そういうグループがありまして、学  
員会では、この候補者を、まずきめて大  
学に推薦し、大学はまた規則によってその  
中から選任することになっております。

そして、候補者の推薦や、選任をするのが、  
法曹会、南甲倶楽部、体育会、あとはちよ  
つと分らないけれども、大きなグループ  
から代表が二、三人ずつ出て、その中  
で決めていくようです。

**中津** 今の深沢先生のご意見ですけれども、  
最近はず卒業年次ごとの支部会が出来上  
がっています。すね。

**深沢** ええ。

**中津** この傾向が今後ずうっと続いていき  
ますと、一〇〇年河清を待つ程でなく三〇

年後、五〇年後になれば、多分、今年度は  
何年卒から何年卒のOBが学校を運営して  
いく。その次は、何年から何年までのを  
や  
っていくというような形が実現する時代  
になると思うんです。ところが、中央大学の  
今日の情勢は、歴史的に見れば、法曹会の  
先輩とか南甲倶楽部の先輩が、学校のため  
に非常によくやっておられて、その伝統を  
いまでも引き継いでおるといえばそれまでな  
のですが、どうしても法曹会、南甲倶楽部、  
体育会の発言力というのが学員会において  
強いということと歴史的産物ではありません  
がこの俥でいいのかという問題ではありま  
す。

**松井** やっぱりそれがあから学校で募金  
をやったって、法曹会はどれだけ集めた、  
南甲倶楽部はどれだけ集めたでしょう。定  
年制は結構だし、そういうふうなことをや  
るのはいいのだけれども、それはそれで、  
そういうことが出来るためにちゃんとや  
って行かなければならないです。たとえて言  
うと、佐藤一斉ですか、言志四録の、彼が  
昌平齋の先生に任じられたのは何歳のとき  
だと思えますか(笑い)。

依田 先生、何遍も同じ話をするんですけど、特別な人は惜しいんです。大学の教授だって、国立大学は六三歳定年、私立大学は七〇歳定年で辞めてしまうのは、惜しいという人は沢山いるんですよ。

松井 そう、そう、そう。

中津 それは裁判所だつて同じです。定年制というのはそういうものですよ。形式的に年令がくれば後輩に席を譲るのが定年制ですもの。

依田 ですからそのために悪い面があるのは仕様がないうんです。全体でどうかということでは定年制を考えなければならぬ。と、私は思うんです。

それをしなければ若い者を入れて活性化することはできないでしょうと申し上げているんです。

松井 それはそうですね。

依田 ただ学員会協議員の定年が七〇歳ということは申しあげません。法人の評議員と同じにする必要はないと思っています。

猪股 先程、財政の問題に移るということ、話題を代えましたけれども、法曹会の皆さんは財政・会費の問題はあまり好きじゃ

ないんですね。

金員 (笑い)

設案 これに関して一言言わせて下さい。

日法協がありますが、あの会費の集め方は、そういう連絡と兼ねて集金まで全部やってくる団体なんですね。

松井 そういふこともつと知恵を出して行かなければいけない問題ですよ。

設案 そうすればかなり大勢の会員に出してもらえるんです。それで幹事は一万円でも、一般の人はもつと下げていくといいわけです。

猪股 そういふことも一考に値するということですね。

中津 お金の問題につきましては、鶏が先か卵が先かみたいなものがあります。お金を集めて何をやるのかという問題、こういうことをやりたいということ、たとえば、

四〇周年記念行事をやりたいからということ、皆さんにお願いしたらそれだけのお金が集まるわけです。ただ、会報を出すだけのために、毎年一万円出せと言われたら、ウーンと首をかしげることもあるでしょうから、その辺のところは考える必要があります

ます。何をやるために、どれだけのお金を集めなければならないかということが重要です。

猪股 現在、会計はどなたがやっておられますか。

中津 会計は次長がやっております。

猪股 現在、どのくらいの徴収率でしょうか。

中津 幹事の方はほとんど、払っていただいているようです。

#### ■予算を計上して事業を執行する時期

猪股 九割方の収納率はあるんですか。

中津 はい、九割方は払っていただいています。

猪股 一万円ずつだったら、三〇〇万は集まるんですね。

中津 ええ。

猪股 かつて五〇名を一〇〇名にし、一〇〇名を二〇〇名にしたように会費を集めるために幹事を増員するというのは本末顛倒だと思います。

猪股 会費を集めています、今も予算制



度を採用していないんでしよう。

どういふ委員会でどういふふうに使うのか、たとえは、先程、法職の關係で、若手法曹を登用するために金を使うと、これもやっぱり予算化を図っていかないと、旧態依然で、ポケットマネー時代の名残りがあると、だからその点も会の組織作りのために、また裾野を広くするためにも、予算化をすすめていかなければならないということが言えますね。

**依田** 会則で、ちゃんと予算案を作つて、承認していかなければならぬということ載っているんです。しかしこれをやったことがないんです。ぼくが事務局長るときもそうですけれども、まあ、いや、そんなことを言わずと言つて過ぎちゃっているんですがね（笑）。

**中津** 予算といへば、こういう事業をやるために、これこれの金が必要だということなのですが、先程来申し上げたように、中大法曹会では具体的な事業活動がはつきりしていないんですから、今の時点では予算化は難しいですよ。

**依田** 分かります。だけど、会則にあるん

だから、決議はすべきだろうと思うんですね。昨年度の決算どおりでもいいんですけれどもね。

**稲田** 強制までするのはどうかと思うのですが、郵便物はともかく、会員宛に年に何回かは出しているわけですし、会報も送るとしたら、大方の人は三〇〇〇円なら三〇〇〇円を振り込んでくれと、郵便為替の用紙を、年に一、二回、会報を送るときに入れる。あるいは総会通知に入れるというようなことをすれば、少なくとも五割くらい払い込んでくると思います。同時に払い込んでくると思いますが、同時に払ろうと思うんです。そういう意味があるんです。それから、三〇〇〇円ずつ郵送費が集まれば、ニュース的なものも何回か発行できるだろうと思うんです。だから、そういう意味で中津先生が言われた、鶏が先か卵が先かという点がありますが、一回それをやってみてという感じがするんです。

**東舟** の場合、たまたま私の前の事務局次長の石渡さんが、「中大法曹第一号」でしたか、まず送ってくれたんです。そのときは、確か七、八〇万位集まったと思つた

んですが、今回はその五割増しぐらい集まっているんです。前に送つて、また今回も送つてくれた人もいますし、前回送らないから今回送つたという人もいますと思うんです。多分二回もただでもらつては（笑い）悪いという人も多分あると思うんです。だから今回増えたのではないかと、いう気もするんです。

**鈴木** 法職講座の予算の問題で、実はまだ正式に決定したわけではないんですけども、法職講座の關係の予算が、事務レベルの段階ですが、極めて厳しい査定が出されております。これは一月一四日に正式に出されたようです。その中で法職講座の運営費が数字だけから見ますと大幅ダウンとなつております。恐らく永井委員長が、近々どういふわけであつたかの問題を含めて、担当の常任理事や事務局長などに合つていただくなど、いろいろとご努力を願うことにはなつているのですけれども、総体的に予算が絞られたような形で組まれているやにも承つていられるわけなんです。ですから、場合によりますと、中大法曹会のほうから、君、行つて頑張つてくれという場合

に、予算化の問題に関連して、多少の補助をこちらから出せるような体制でもあれば助かるかなというようなことを、常々思っているところなんです。

**猪股** 大分時間も経ちました。五時から懇談会を用意してございます。そこで、どうしてもここで発言しておきたいという方がありましたら、簡単に発言をお願いします。  
**野宮** 財政問題のなかで、いま設楽前幹事長がご発言された、会の集金業務は、現在、日本法律家協会東京支部が、日本学界事務センターを利用してやっております。ここは会報など出版物の発送から会合の通知事務までやっておりますが、一応執行部で検討をしてみたいと思います。経費もかかりますから、中津局長さん、一遍検討してみませんか。

**中津** はい。

**設楽** お金が掛かるかも知れませんが、これも、昔よく学術討論会というのがありました。PRの一環として法曹会で懸賞金出して、大学の学生にやらしてみるといっても面白いのじゃないかと思えます。  
**鈴木** 常々お願いばかり申し上げて恐縮な

んですが、法職講座の運営の問題につきまして、事務局体制の整備が先生方のご努力で、従前よりは良くなつたんです。人数も確かに増やしていただきました。しかし、その当時はまだ公開答案練習会というものをやっていなかった時代だったわけですが、一昨年から公開答練を新規事業としてやっているわけです。しかも一週間目までに答案を必ず返却できるように、全部採点、添削させて、それを今度は統計を取って、何点から何点までは何名というように、受講生全体の統計リストまで作って、更には、レジュメを作るところから、何から何までやっているわけです。ですから、事務局はアルバイトで、お願い申し上げているわけです。それで、その後はプロジェクトの合格者とでかろうじて回しているんです。駿河台記念館の法職事務室の専任職員は、きわめて変則的ですが室長を含めてたった二名なんです。それで公開答練だけでなく駿河台研究室全体の運営を無理に無理を重ねて行っているわけです。万一、ワープロを始め、公開答練の方に全精力を投入している専任職員が、風邪でも引いて、一日、二

日寝込んだら、全てはバンクです。ですから、これは正式には法職教育検討委員会のほうで、いろいろ詰めた話をして、そして執行部や先輩のほうにお願いをすることになると思うんですけども、そういう現状にありますので、その点につきましては、認識を新たにしていただきたいと思えます。

#### ■講師の報酬は十分な額を

**設楽** そういう予算のことは、私は分からない。

**猪股** それは前にも承っておりますが、必要なものを削っている部分で、あまり心配はないということです。

**野宮** カリキュラム改正後の法職講座の講師の予算、講師料がどれぐらいかという点が具体的になれば、この記念号が発行されるのが五月頃ですから、分かったら具体的に記入しておいたほうがいいのじゃないですか。

**鈴木** 非公式な話で、まだ確定したわけではないのですが、大学として一般論として、いわゆる講師的なものになるわけです。

一こま幾らということですか。時間講師みたいな格好になるわけです。

そうしますと、たとえば、八月にゼミならゼミを、チューターが一週間、一〇日ワットとやります。年間にそれと匹敵する程度のもしか出ないような処遇が、現在の大学の実態らしいんです。従って、具体的な金額は聞いておりませんが、少なくとも従前のいわゆる非常勤講師のお手当てといえますか、報酬は極めて低いわけです。驚くほど低いということを、この間、教授との懇談の中でわれわれ委員会の委員の先生方から伺っております。これだけは特別のお手当を、言ったからといって容易に出てくるというものではないと思います。野宮 鈴木先生の立場ではそうかもしれないけれども、法曹会に協力してくれと言われたものを、みんなボランティアでやるわけじゃないから。貴重な時間を潰して、若手の会員に講師をお願いしますというときに、言い憎いけど、講師科のことも大切ではないですか。

猪股 その点は別個に資料なりを執行部のほうで当ってみます。私たちは、予算を削

られた査定についても、それはやっぱり、少し実情を見てでないと理事会で発言できませんので、その点は十分検討する必要があります。ごさいいます。

鈴木 まず、どうしてこういう査定になったのかから始まる問題と受けとめております。

猪股 今日には司会として、今日のレジュメの第三、アラビア数字の1から11までほぼ進めてきたつもりでございいます。それにしても、重要な課題や今日の問題については、的を絞りながら討論したいところが沢山あると思ひますので、一月二十八日の大学問題委員会において十分ご意見の開陳をさせていただきますと同時に、これからも懇談会を開きまして、やはり大学や中法曹会に対する要望などもざつくばらんと言っていただきたいと思ひます。

司会の不手際で多少要領を得ないところもありましたが、この辺で今日の座談会をおひらきにしたいと思ひます。最後に事務局長にご挨拶をいただきます。

中津 本日はお忙しいところを、長時間にわたりまして有難うございました。

私どもがこうやって集まって座談会をやりますと、思いつきの発言もあることはあるのでございいますけれども、やはりこういうところから、また新しい構想も生まれ出てくると思ひます。今日お伺いしました、貴重なご意見を一つの出発点としまして、また次の作業に進んで参りたいと思ひます。今日は大変有難うございました。

(以 上)



# テーマ 「中央大学法曹会の現状と将来」

## 一 中央大学法曹会の現状（会則の規定等による現況）

- (1) 会員総数 二三八〇名（平成三年五月二五日現在）  
 東 弁 一一〇名 一 弁 四四六名  
 二 弁 三八二名  
 裁判所 一八三名 検 察 庁 二二三名  
 公 証 人 二六名  
 組 織 幹事長、副幹事長五名 常任幹事五〇名  
 以内幹事三〇〇名以内  
 （平成三年五月会則改正により増員）  
 会計監事三名以内
- (2) 選 出 幹事、会計監事は総会で選出  
 幹事長、副幹事長、常任幹事は幹事の互選  
 任 期 二年
- (3) 顧問、参与
- (4) 総 会 毎年五月定時総会
- (5) 総会当日 新入会員歓迎、栄進・叙勲受章者祝賀・懇親会開催、学校法人、教学、学員会本部等来賓の招待
- (6) 幹事会年二回、常任幹事会年四回（同時開催年三回）

## (9) 幹事会議題

- ①会務運営上重要事項 ②学校法人中央  
 大学理事・監事、評議員その他の役員候  
 補の推薦 ③学員会役員候補者の推薦に  
 関する事項。

## (10) 委員会

- ①人事委員会 ②会報編集委員会 ③会  
 則改正委員会 ④法職教育検討委員会  
 ⑤大学問題委員会 ⑥募要委員会は停止中

## (11) 会 費

幹事会の議を経、総会の承認  
 幹事以上の会員は年会費一万円

## (12) 事 務 局

事務局次長六名

## 二 会活動運営の現状について

※ 会則の「目的」による「会員」の参加がなされ、会の  
 運営が行われているか。

## ※ 目 的

- ①会員相互の親睦 ②中央大学の興隆と  
 ③司法の発展に寄与する。

## ※ 会 員

中央大学学員で、①東京都内に住所又は  
 勤務場所を有する法曹 ②本会の趣旨に  
 賛同する学員たる法曹

※ 現状の活動でよいか。十分に機能しているといえるか。

## 第一 会員についての問題

(1) [弁護士会員]

a 都内に住所又は勤務場所を有するもの、主力は東弁、一弁、二弁（現在の名簿では）だが、都内に住所をもち横浜又は近県弁護士会に所属するものもある。……これは、現在の名簿には登録されていない。

b 右記の弁護士以外のものは②の賛同会員とするか。元裁判官、検察官で、都内以外に住所、事務所をもったもの。

c 中央大学法曹会という名称で、一般に第三者から見た場合、もっと広く考えられる傾向はある。

[裁判・検察会員]

現在の名簿登載者は、全国的に網羅されており、東京都内に住所又は勤務場所を有しないものも、また、かつて、有したことがないものも、いちおう名簿上会員としている。

[公証人]

公証人にして、首都圏に住所又は事務所を有しないものはどうか。

(2) 会則は、有資格者を当然扱いとしている弁護士会員に

は、各所属会において、所属会員の法曹に、総会通知を出し、会報を頒布している。また、紙上参加の勧誘をしている。

しかし、①実体は、幹事以上の会員の参加を期待し、一般会員全員までの「積極参加」は容量の関係で期待していないのが本音ではないか。②会費徴収の実際（幹事のみ）からも、このことが窺えるのではないか。また、③幹事を一〇〇名から二〇〇名へ、二〇〇名から三〇〇名へ増員した会則の改正も、実体を以上のように把えているのではないか。

会創立の理想・実体、四〇年を経過した現在「活性化」に向けて「会員」問題をふくめ検討すべきではないか。

(3) 最近、裁判・検察会員の積極参加は少ないのではないか。

魅力ある会運営をするためには、「幹事中心の会運営」を改め、「委員会」には、幹事以外の法曹の積極的参加・加入を求める必要があるのではないか。↓大学問題委員会、法職教育検討委員会、新規委員会の設置、大学の行事・学生に対する説明・講演等

第二 現在の会活動は、会則の目的に副って十分機能しているか。

(1) 会員相互の親睦

一般会員の参加による親睦（現在は年三回程度幹事会

等終了後の懇親会が中心)

慶弔、見舞いの実施の必要性

会報の発行、会員名簿の発行

(2) 中央大学の興隆と、司法の発展に寄与(人事推薦、意見具申)

① 学校法人の役員、評議員候補者の推薦

② 中央大学学員会等の役員候補者の推薦等

③ 法職教育検討委員会↓法職講座運営委員会の事業、法職教育についての調査、検討及び協力

④ 大学問題委員会↓中央大学の運営、教学、法学部教育についての調査、検討、意見の具申、大学問題委員会は、執行部の交替に関係なく活動すべきである。

大学問題委員会をさらに積極的、恒常的にするため、小委員会等を設け、専門的に調査、研究する。

(3) 研究会、講演会、座談会の開催

現状では年一回、二回

これを恒常的にするため、仮称「文化委員会」を設置する等。

(4) 広報活動の積極化

会報の発行を最低年一回とし、そのほか幹事会(年二回)ごとに、問題提起や大学の今日的課題を印刷物に特集し、一般会員の「健全な世論」を喚起する。

——南甲倶楽部では年四回発行、白門体育会では年一会発行している。

### 第三 中大法曹会の活動を機能させ、さらに活性化を図るため

めにどうあるべきか、なにをなすべきか。

1 幹事等役員が固定化されていないか。また、役員のための会活動になっていないか。

2 若手法曹が、中大法曹会に魅力を感じ、参加が得られる状況にあるか。

3 これらの要望を満たすため、どのような施策をとるべきか。

4 司法試験受験生ばかりでなく、全学生に対して幅広く指導・啓発するようにすべきではないか。

5 教授との対話、交流、意見交換を図る。比較法研究等への参加、時事問題の研究

6 研究会、講演会等を継続的に開催するように「文化委員会」を設置する。併せて、会報編集委員会は、広報活動を活発にする必要があるのではないか。

7 学員会他支部との積極的な交流を図る。

8 協議員会の形骸化を防ぎ、その活性化を図る。

9 評議員の若返り、活性化、選任方法の検討

10 中央大学基本規定(寄附行為)の検討

11 会費、会財政の検討・予算化の徹底

12 その他



# 資料 1 中大法曹第七号 座談会

テーマ 「中大法曹のあゆみ」

中央大学法曹会創立三十周年記念特集号

## 主な発言内容

一 中大法曹会の初会合……昭和二十六年六月四日東弁会館「創立総会」

中大法曹創刊号……岡 弁良「中央大学法曹会創立の思い出」

二 発会の端緒……民訴研究会・南甲法窓会について

中大法曹第二号……荻山虎雄「民訴研究会から中大法曹へ」

## 三 創立のころの運営

A 幹事会 隔月常会・必要により臨時会

B 創立のころの世話役・幹事役の人たち

東 弁 山本政喜、清水繁一、馬越旺輔、

竜前茂三郎、犀川久平等

一 弁 大山菊治、斎藤素雄、橋本三郎等

二 弁 磯部常治、石井一郎等

裁判所 兼平慶之助、坂井改造、小川泉、

下関忠義等

検察庁 田中万一、山本清二郎、吉川正次、

河井信太郎等

C 経 費 寄附金、会費（年会費一〇〇円、四十八年頃一〇〇〇円・答申による）

四 学生会職域支部第一号

・職域支部第一号の承認……昭和二十八年十二月十七日

・「規約の改正」法曹会・学生会の支部として宣言

・中央大学創立七十周年記念事業「企画、募金運動、学生会の体質改善等」

・会員数 四九一名（東弁三一、一弁一〇一、二弁三五、裁判所一八、検察庁二四、法務府二名）

五 活動と行事

・年一回総会、栄転・叙勲祝賀会、歡送迎会、激励会

・司法試験改正反対運動……昭和三十九、四十年

司法試験改正反対各大学法曹会有志懇談会を設ける。

六 組織的運営に向けて

昭和四十一年会員数 一三九七名

東弁七七〇、一弁二四二、二弁一九八、裁判所七六、

検察庁一一一

七 中央大学とのかわり合い

・人事問題

昭和三十五年から評議員、理事・監事を会を通し

て推薦

・記念行事・募金活動

昭和三十年・七十周年、昭和四十年・八十周年、昭和五十年・九十周年

・学生会協議員、学研連出身法曹と並立して推薦

八 大学紛争と中大法曹会

昭和四十二年・学費値上げによる大学紛争

常置委員会・昭和四十三年……全学封鎖

昭和四十四年八月機動隊による明渡しによる授業、講義再開

九 中大法曹会の機構改革等

・中大法曹会会則の改正（昭和四十四年五月十七日）、委員会の設置等機構改革と大学に対する意見の具申

1 目的 中央大学の興隆と司法の発展に寄与（追加）

——従来のお仕着せの会則からの脱皮

2 事業 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

会報（昭和四十四年創刊号）及び会員名簿の発行

研究会、講演会、座談会の開催

等を追加改正

3 役員 幹事（一〇〇名）、常任幹事の増員、副幹事長の増員

4 幹事会 開催の義務づけ（幹事会年二回、常任幹事会四回）

5 少数会員の請求による総会の招集

6 大学問題特別委員会の設置（昭和四十四年七月）

十 大学の基本規定改正問題の検討について

・学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会

昭和四十四年十一月 同規則制定・施行

・中大法曹会・大学問題特別委員会

目的 大学紛争の実相・原因を明らかにして、法の秩序による大学自治の確立をめざし、

時宜に適した対策を立て、母校の興隆に寄与するため意見を具申

活動内容 大学の理事、教授との懇談、座談会等の開催、調査、検討

・中央大学法曹会として意見書を提出

昭和四十九年七月・意見書としては第一号

その内容

1 総長と学長との関係に関する事項

2 役員に関する事項

理事の定員、事業理事、常任理事

3 評議員会及び評議員に関する事項

4 選任評議員の定数について（二〇〇名以内・現行どおり）

その構成ならびに選任方法について（ほぼ現行どおり）

評議員会の議決事項について（ほぼ現行どおり）

以上中大法曹第三号、第四号

十一 歴代幹事長の氏名

初代	岡 弁良	昭和二十八年～三十三年
二代	大山 菊治	昭和三十四年～三十六年
三代	柴田 武	昭和三十六年～三十七年
四代	竜前茂三郎	昭和三十八年～三十九年
五代	山本 政喜	昭和三十九年～四十年
六代	富田 喜作	昭和四十年～四十一年
七代	近藤航一郎	昭和四十一年～四十二年
八代	今井 忠男	昭和四十二年～四十三年
九代	石田 寅雄	昭和四十三年～四十五年
一〇代	大塚喜一郎	昭和四十五年～四十六年
一一代	山本清二郎	昭和四十六年～四十七年
一二代	松井 宣	昭和四十七年～四十九年
一三代	後藤 英三	昭和四十九年～五十年
一四代	小池 金市	昭和五十年～五十一年
一五代	入江 正男	昭和五十一年～五十二年
一六代	倉田 雅充	昭和五十二年～五十三年
一七代	大西 保	昭和五十三年～五十四年
一八代	木戸口久治	昭和五十四年～五十六年
（以上中大法曹第七号掲載による）		
一九代	瀧澤 國雄	昭和五十六年～五十八年
二〇代	信部 高雄	昭和五十八年～六十年

資料 2 中大法曹第九号 座談会

二二代	坂本建之助	昭和六十年～六十二年
二三代	赤坂 正男	昭和六十二年～平成元年
二三代	設楽 敏男	平成元年～平成三年
二四代	野宮 利雄	平成三年

テーマ 「中大の将来を語る」  
 母校創立百周年記念号 昭和五十九年十二月一日

主な発言内容

- 一 これまでの中大の特徴（多摩移転前）
- 二 建学の精神と校風
- 三 中大生の同窓意識と母校愛
- 四 魅力ある大学の条件
  - 素質のある学生を集めるための入試制度と卒業生の進路
- 五 中大卒業生の進路
- 六 給費生の制度
- 七 現在の中大生の現状（多摩移転後）
- 八 スポーツの振興
- 九 教学陣の強化の必要
- 十 司法試験について
- 十一 これからの中央大学 ―百周年後―



十二 アンケート調査

- ① 法職講座を受講する方に
- ② 在学生へのアンケート
- ③ 中大出身の司法修習生の方に

B 法曹会の発言力の強化と組織づくり

資料 4 中大法曹第十一号 座談会

テーマ 「大学の法学教育と司法試験の改革問題」

昭和六十三年十一月十二日

資料 3 中大法曹第十号 座談会

テーマ 「学生生活と司法試験」

—司法修習生との座談会—

昭和六十一年十月三十一日

主な課題内容

- 一 大学における法学教育の現状と司法試験受験との関係
- 二 司法試験改革の大学法学教育に与える影響
  - 1 受験回数制限
  - 2 大学推薦制
  - 3 合格者数の増加
- 三 大学法学教育と司法試験のあるべき姿との関連
- 四 資料

大学問題委員会、中大学研連委員会

「中間答申書」、「意見書」

中央大学学研連委員会

「司法試験改革試案に対する意見書」

主な発言内容

- 一 本学入学（進学）の動機
- 二 多摩移転の影響
- 三 講義・ゼミ等の諸問題
- 四 司法試験受験の契機づけ
- 五 大学のカリキュラムと司法試験の関係
- 六 学研連等研究室の問題点
- 七 司法試験予備校の問題点
- 八 司法試験の勉強方法・法職講座への要望
- 九 中央大学法曹会に望むこと

A 開かれた自由な、活気のある大学にするためのアド

バイス（提言・協力・意見具申）

## 資料 5 中大法曹第十二号 座談会

テーマ 「司法試験改革とわが大学の法曹教育」

平成二年十一月十七日

### 主な課題内容

- 一 司法試験改革問題の経緯と現在の状況
- 二 司法試験の現状と大学法曹教育の問題点
- 三 中央大学におけるこれからの法学教育のあり方
- 四 法曹を志すものの増加案
- 五 実務法曹と学生との交流が大切
- 六 合格者増加案は
- 七 受験指導の強化体制
- 八 法学部の授業と司法試験の関連性
- 九 司法演習や特別講義の設定
- 十 現在の法職講座の内容と実態について
- 十一 法職講座と受験予備校との相違点
- 十二 受験生の継続的指導体制について

以上

## 資料 6 中央大学法曹会の大学に提出した

「意見書」等

※中央大学法職教育の強化充実に関する意見書

### 第一部 総論―現状の分析及び今後の対策

#### 第1 現状の分析

- 1 合格者数の変遷―他大学との比較において
- 2 合格者数変遷の分析
- 3 中大における受験生の現状
- 4 受験環境の変化

#### 第2 今後の対策

- 1 合格者漸減傾向の原因分析の必要性
- 2 大学の役割

### 第二部 各論―各諮問事項に対する答申

#### 第1 諮問事項

「中大法学部法律学科内に『法職専門コース』を設置すべきである。」

#### 1 対策の要旨

- (1) 「基本法コース」(法職専門コース)
- (2) 「実務法コース」

#### 2 対策を必要とする理由

#### 第2 法職講座をより一層強化するための改善策

(1) 現行法職の概要

(2) 改善すべき事項

第3 大学会館(駿河台)で、卒業生を対象とした法職

講座を開設すべきである。

1 対策の要旨

2 対策を必要とする理由

※中央大学教授陣の強化充実に関する意見書

※中央大学法学部の入学試験の改善に関する意見書

※学研連棟を校門外に移転することについての要望書

以上「中大法曹」第九号

中央大学創立百周年記念号所掲

昭和六十年五月十三日提出

※司法試験制度の改革問題についての

「中間答申書」・「意見書」

(中大法曹会 昭和六十三年三月一日提出)

※答申書 (中大法曹会昭和六十三年二月二十二日提出)

1 法曹人口の増加について

2 受験回数制限について

※司法試験の試験方法の改善について

(中大学研連昭和六十三年一月二十日提出)

第1 問題の所在

第2 短答式試験について

第3 論文式試験について

第4 口述試験について

第5 結論

※司法試験改革試案に対する意見書

(中大学研連 昭和六十三年十一月提出)

第1 緒言

第2 司法試験改革試案について

1 法曹懇の意見

2 試案の内容と法務省の見解

第3 受験回数の制限について

1 回数制限の疑問点

2 回数制限のもたらす弊害

第4 大学推薦制について

1 問題の所在

2 問題点の個別的検討

第5 司法試験合格者の増加について

1 はじめに

2 法曹人口(司法試験合格者)増加の必要性

3 司法試験改革と合格者の増加



- 第6 司法試験の試験方法の改善について
  - 1 試案の政策的疑問点
  - 2 試験方法の改善についての提言
  - 3 中大学研連の意見
- 第7 結語



## 幹事長懐古

(第十二代) 中央大学法曹会元幹事長 松井 宣

中大法曹七号によると私は十二代目で、昭和四十八年度、同四十九年度の幹事長を仰せつかって居た。

今回は記念行事実行委員長を命ぜられ、委員各位、事務局の諸兄と共に、この七号の三十周年記念式典等事業報告を範として実行することができたことは、誠に有り難いことで心から感謝の意を捧げる。

中大法曹は、九代幹事長石田寅雄先生（副幹事長、赤坂、松井）のときに創刊されたもので、巻頭の会員の写真、座談会の記事等は、今となれば貴重なものである。

表紙の中大青年像は、二号では中大旧図書館に変わり、初代幹事長岡弁良先生への追悼文（山本清二郎先生）が収録されて居る。

三号の表紙は中大の「多摩校舎完成予想写真」で、私は、偶感としてカナダ、メキシコ、ブラジルの大学のキャンパス訪問の感想と中大多摩キャンパス完成を待望し、大学は人材の養成と生涯学習の中心となるべきではないかとして、次のことを書いた。

「大学の学問の研究と人材の養成、はたまた社会への奉仕も、漸次、国際的視野に於いてなされなければならず、

教育工学を駆使することによって私どもで果たせなかった眞に国際的活動力を持ち渉外的發展力ある青年を養成されることが望まれる。それがためには外国語も英独佛にとどまらず、中国語、スペイン語はもとよりインドネシア語、スワヒリ語、ロシア語等々の選択的教育が必要とならう。」。

現在、母校は総合政策学部新設許可申請を終えられ、バイリンガルが強調され、各学部の改革の論議の中にいづれもこうした姿勢が反映されて居ると思われ、何としてもよろこばしいことである。

昭和四十八年三月には先輩今井忠男先生（八代幹事長）が日弁連会長の任期を終了され、輩下であった私も一月程おかれて日弁連事務総長を退いて間もなく幹事長を仰せつかり、大塚喜一郎先生の最高裁入りに伴って欠員となつた大学理事を仰せつかり、理事の一員として幾度か多摩校舎建設の現場に臨み、文部省の視察の方々とも接触する機会に恵まれたが、落成時に文部省の役人があの東洋一を誇つた施設を見て「官学は到底私学に及ばない」と言われたことが忘れられない。母校の教授陣の充実によってこの面からも「官学は私学に及ばない」という言葉も聞き度いものである。